

馬毛島基地建設における 意思決定手続きと問題点

朝 井 志 歩

1. はじめに

2023年1月12日、防衛省は馬毛島において米軍 FCLP 施設と自衛隊基地の本体工事に着手した。馬毛島が米軍の FCLP 施設候補地として問題が持ち上がった当時は、地域住民や市長、市議会など地域全体で反対の意思を示していたにもかかわらず、なぜ基地建設工事が始まったのだろうか。

本稿では、馬毛島での基地建設がいかなる手続きを経て行われたのかを解明し、西之表の市長や市議会、市民運動など、それぞれの取り組みが基地建設をめぐる意思決定手続きに及ぼした影響について考察する。その上で、馬毛島基地建設における意思決定手続きにはいかなる問題点があるのかを提示する。

2. 先行研究の分析

地域社会の環境に著しい影響を及ぼす施設の立地計画が持ち上がると、その受け入れをめぐって当該地域の住民が反対運動をしたり、受け入れの賛否をめぐって住民間の対立が生じることがある。このような地域の紛争を引き起こす、いわゆる「迷惑施設」には、原子力発電所や放射性廃棄物処理施設、廃棄物処分場などがある。そのため、環境社会学では、これらの施設の受け入れをめぐる合意形成のあり方について、これまで様々な研究がなされてきた（船橋, 2013a; 土屋, 2008）。これらの研究では、地域社会の環境に著しい影響を及ぼす施設の立地をめぐって、なぜ社会的合意形成が困難なのかを構造的要因から解明している。そして、ある問題の決定をめぐって、さまざまな利害関係者が関与し議論を通じて合意を形成していく場である「公論形成の場」の豊富化が必要であることを提示してきた（船橋, 1995: 17-18; 1998: 210-212）。

「公論形成の場」の本質的な特性は、意見表明の公正な機会があること、情報の公開と共有が公正になされることであるといわれている（船橋, 2013b: 362）。しかし

実態として、政策形成過程において「公論形成の場」が貧弱であることが指摘されており、その理由として船橋晴俊は、「政策形成過程を行政組織がほぼ独占しているため」であり、それが政策形成過程についての日本社会の欠陥であると述べている（船橋，1995：18）。加えて、「話し合いの場」の少なさは、規範理論的な観点からみれば、「社会的意志決定の公正」という原則が十分に社会的に共有されていないことを意味していると指摘している（船橋，2013b：362）。

日本において公論形成の場の貧弱さが典型的に表れている領域は、原子力・エネルギー政策だけではない。米軍基地や自衛隊基地などの軍事施設の立地や拡張・機能強化をめぐる問題においても、公論形成の場の貧弱さは表れており、それが地域社会における合意形成に著しい影響を及ぼしている。

これまで、在日米軍基地が地域社会に及ぼす影響について、地域社会の意思決定過程や住民による反対運動の実態を解明することで、住民の生活全般に及ぶ被害を社会的側面から解明した研究が環境社会学ではなされてきた。普天間基地の移設候補地である辺野古や（熊本，2008；2021）、厚木基地での騒音問題、厚木基地からの空母艦載機の移駐計画が持ち上がった岩国基地を事例とした著者による研究がある（朝井，2009；2013；2019）。これらの事例の他にも、与那国島や宮古島、石垣島などでの自衛隊の増強に伴う基地の誘致に関する研究や（藤谷，2012；2017）、京都府京丹後市宇川の自衛隊基地での米軍基地建設とミサイル防衛システムを担うXバンドレーダーの配備が地域社会に与えた影響に関する研究などがある（大野，2015）。

これらの研究では、外部からの計画に地域社会が巻き込まれ、変容していくこと自体を被害と捉え、その変容を意思決定過程に注目して考察するという特徴が見られる。つまり、意思決定の力関係の非対称性や地域間格差に着目し、特定地域に被害を受け入れる選択を迫り、被害が集中していく過程を社会構造の観点から解明しているのである。それは言い換えれば、選択肢を狭める社会構造が作られ、そうした社会構造の下で地域社会が選択させられていることの問題性を指摘してきたといえる。

例えば、熊本博之は普天間基地移設問題に関する考察において「決定権なき決定者」という概念を提示し、以下のように述べている。

辺野古は決定者ではあるが、基地建設を止める権限を持っているのは飽くまでも日本政府だということだ。つまり、辺野古は、基地建設については「決定権なき決定者」なのである。（熊本，2021：289）

また、拙稿での岩国基地での厚木基地からの空母艦載機移駐問題についても、岩国市長の発議で実施された住民投票で、岩国市民が艦載機移駐に反対多数という意思表

示をしたことに対して、新市庁舎建設補助金の凍結という手法によって国が市政へ介入したことを問題視した。そして、国の政策の進め方や意思決定手続きのあり方について、以下のように批判した。

補助金凍結のような「威嚇」という手法による市政へ介入と、情報の非開示、閉ざされた場での意思決定という国の政策の進め方は、前近代的ともいえる手法であり、権力に対して市民がコントロールできず、権力に屈服することを誘導する手法である。(朝井, 2013: 164)

上記した各地の在日米軍基地の事例と同様の問題が、鹿児島県の種子島で現在起きている。次章では、現在建設工事が進められている馬毛島での米軍の空母艦載機離発着訓練 (FCLP) 施設と自衛隊基地の建設計画を事例として取り上げ、この計画の概要と工事が着手されるまでの経緯について概説する。

3. 馬毛島基地建設計画の概要と工事着手までの経緯

3-1. 馬毛島が候補地となった経緯

馬毛島は種子島から西に約12km離れた、面積8.17平方 km、最高標高71.1mの平坦な島である。無人島としては日本で二番目に大きく、行政区は種子島にある鹿児島県西之表市 (人口約1万4千人) である。馬毛島は人口がピークとなった1959年には113世帯528人が居住していたが、その後疎化や離農が進行し、1980年4月に島民がすべて去り、無人島となった (西之表市史編さん委員会編, 2024: 210)。

2023年1月12日以降、馬毛島では自衛隊基地として本体工事が進行しているが、当初は米軍の空母艦載機の FCLP 施設として計画が浮上したのである。

FCLP (Field Carrier Landing Practice) とは、米海軍の空母艦載機が行う連続離発着訓練であり、基地の滑走路を空母の甲板に見たてて、タッチ・アンド・ゴーという、空母艦載機が着陸後にエンジンを全開し、再離陸する訓練であり、パイロットの着艦技量の維持と向上を目的としている (神奈川県企画部基地対策課, 2005: 206-207)。FCLP は1982年から厚木基地で実施されていたものの、基地周辺は神奈川県的人口過密地域であるため、騒音が深刻な社会問題となった。そのため、FCLP の代替施設が模索され、1980年代には三宅島が候補地となったものの、住民の激しい反対などで計画は頓挫した (早川, 1988)。そこで、小笠原諸島の無人島である硫黄島で1991年12月から訓練が実施された。しかし、硫黄島はあくまでも暫定施設という位置付けであるため、その後も恒久的な代替施設の模索を政府は進めた。そうした経緯から、2006

年5月、米軍再編計画の最終協議で厚木基地から岩国基地へ空母艦載機59機の移駐が示され、空母艦載機の恒常的なFCLP施設を2009年7月またはその後のできるだけ早い時期に選定することが目標として掲げられた。そして、翌年の2007年2月22日に「政府がFCLP施設として馬毛島の検討に入った」と報道され、初めて馬毛島がFCLP施設の候補地として浮上したのである。

馬毛島がFCLP施設の候補地となった理由には、種子島から西に約12km離れた平坦な無人島であるため、周辺住民に騒音を発生させないことが予想されるといった地理的条件が作用していると思われる。しかしそれだけでなく、拙稿でも述べたように、これまで馬毛島での数々の開発計画が頓挫し、その開発計画に伴い一企業が馬毛島の土地の99.6%を所有していたという、用地取得の利便性が大きく関わっているといえる（朝井，2015：2022）。

1972年に馬毛島には開発計画が持ち込まれ、具体的な開発計画が定まらないまま、平和相互銀行からの融資を受けた馬毛島開発株式会社による民有地の買い取りが先行した。その後、1999年までに、研修・レジヤージュ及びレクリエーション施設、石油備蓄基地、自衛隊のOTHレーダー基地、高レベル放射性廃棄物の最終処分場、日本版スペースシャトル着陸場、原発の使用済み核燃料の中間貯蔵施設など数々の計画が浮上したものの立ち消えとなった¹⁾。

その間、馬毛島開発株式会社の経営権が移譲され、タストン・エアポート社が馬毛

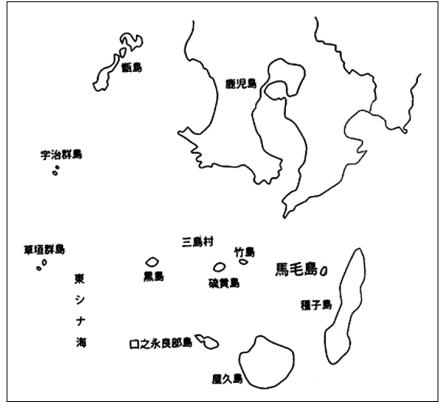


図1 馬毛島位置図

出典：馬毛島環境問題対策編集委員会編著，2010，
『馬毛島、宝の島』南方新社，p.2

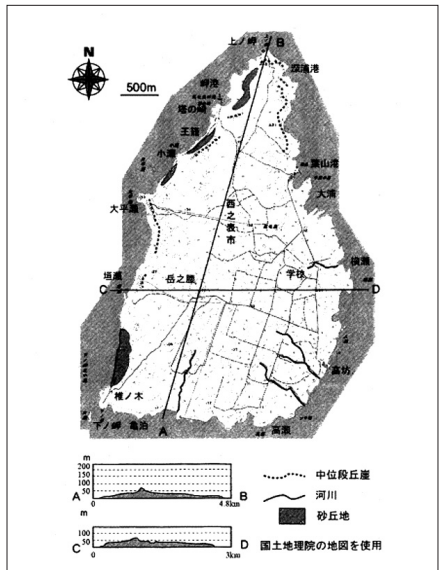


図2 馬毛島の地形区分

出典：西之表史編さん委員会編，2024，
『西之表史 上巻』，p.33

島の土地の99.6%を所有することになった。タストン・エアポート社は国内と外国空港をつなぐ航空貨物のハブ空港をめざし、馬毛島で滑走路の建設のための採石事業と林地開発を鹿児島県の許可を得て2001年から10年間実施した。この事業は、一、二年ごとに小さな面積の採石をするものとして申請されたが、一回の申請での採石面積が小規模であったため、環境影響評価の対象とはならず、県による監督も実質的には行われなかった。この10年間の工事で緑地であった馬毛島の表土ははがされ、島の中央部に南北4km、東西2.5kmの二本の滑走路が建設されたことは、マゲシカに代表される馬毛島の生物相や生態系に大きな影響を与えた（立澤，2021）。国の公害等調整委員会は、2016年10月25日に「森林法の許可申請、届け出の範囲を超える開発、伐採が推認される」と指摘し、馬毛島での開発行為の違法性を追認している²⁾。この滑走路を整備して米軍のFCLP施設とする計画が公式に表明されたのが、滑走路の建設が終わった2011年の6月であった。その後、企業との間で土地の買収交渉が難航したが、2019年12月2日に政府は馬毛島を約160億円で買収することで合意したと公式に発表し、馬毛島の土地は国有地化された。

3-2. 馬毛島基地の建設計画案の提示

2019年12月に政府が馬毛島の土地の買収合意を公式に表明した直後、12月20日に防衛副大臣は西之表市を訪れ、新たに「ご説明資料」という計画案を提示した。この「ご説明資料」では、これまで米軍のFCLP施設としていた基地建設計画が、「自衛隊馬毛島基地（仮称）」を整備して自衛隊が管理・使用する内容へと変更された。そして、FCLP施設としては引き続き候補地であると示され、FCLPは年2回、各10日程度、準備を含めてそれぞれ約一か月実施する計画が記された³⁾。その後、2020年8月7日に防衛省が西之表市に提示した説明資料「馬毛島における施設整備」では、「ご説明資料」の計画を具体化した、馬毛島基地（仮称）施設配置案が示された⁴⁾。この施設配置案では、三つ掲げた馬毛島に自衛隊基地を整備する必要性のうち三番目に「米空母艦載機の着陸訓練（FCLP）の施設が必要」と記載しており、米軍のFCLPの施設としての使用が後景に退いた表記をしている。さらに、「米軍は、馬毛島基地（仮称）に常駐するのではなく、FCLP訓練の際、一時的に滞在します」と明記され、馬毛島周辺の地図に岩国基地と厚木基地での75WECPNL等値線図を当てはめた騒音予想図が示され、種子島は75WECPNL以上の騒音区域には入らないことが図示された。加えて、主に自衛隊が管理し、訓練に使用すると明記され、自衛隊員が150から200名程度恒常的に勤務し、自衛隊員及びその家族は種子島の宿舎等に居住することを想定しているとも記された。

3-3. 海上ボーリング調査

上記した馬毛島基地の建設計画を進めるために、防衛省は馬毛島での港湾整備を目的とした馬毛島周辺で海上ボーリング調査を実施した。さらに、馬毛島での浚渫工事や外周道路と海底ケーブルの整備のための工事に着手した。なお、これらの馬毛島基地建設に係る一連の工事は、環境影響評価が完了する以前から開始されたのである。

2020年3月27日、防衛省地方協力局の次長が西之表市役所を訪問し、FCLP 施設の随意契約の内容や、現地調査と施設配置を決める基本検討が終わり次第、市に施設設計方針の詳細を報告すると説明した。その際に、馬毛島周辺海域でのボーリング調査を5月にも始める方針も示した⁵⁾。

そして、同年5月25日に防衛省は、馬毛島周辺海域の漁業権を持つ種子島漁協に対して、馬毛島での海上ボーリング調査を7月中旬から2021年3月末まで実施する意向を明らかにした。この時点で漁協側は「判断の材料が必要」として、調査の諾否は示さなかったものの、2020年9月3日に種子島漁協は、馬毛島周辺での海上ボーリング調査の受け入れを決め、防衛省に「同意書」を提出した⁶⁾。

種子島漁業が海上ボーリング調査の受け入れを決めた一方で、馬毛島の行政区である西之表市の市長は、同年11月2日に防衛省に意見書を提出した。その意見書では「海上ボーリングによる地質調査箇所が一部の漁場に集中し多地点であることから、水産資源の保護培養の観点より漁場環境に影響が生じる可能性を否定できないと考える」と記された(八坂, 2021: 239)。

一方、海底の土土採取などの許可権限を持つ鹿児島県は、11月9日、「漁業に及ぼす影響は限定的」として、馬毛島周辺海域でのボーリング調査を5月末を期限に許可した⁷⁾。こうして、上記した漁協の同意と鹿児島県の許可によって、2020年12月21日から馬毛島の周辺海域でボーリング調査が始まったのである。

この鹿児島県によるボーリング調査の許可に対して、馬毛島周辺で漁を営む漁業者たちは、ボーリング調査を阻止するための訴えを相次いで起こした。まず、同年12月11日、漁業者17人がボーリング調査の差し止めを求める仮処分を東京地裁に申し立てた。さらに、同年12月18日には、漁業者16人がボーリング調査を知事が許可したのは違法として、県の許可の取り消しを求めて鹿児島地裁に提訴した⁸⁾。

これらの仮処分や訴訟での漁業者たちの訴えは、以下の3点であるといえる。第一に、ボーリング調査によって広範囲の区域への立ち入りが制限されて漁業が妨げられたり、足場の建設や岩礁破碎で漁場が荒らされることによる、「漁を営む権利」が侵害されることである。第二に、種子島漁協の2020年9月の同意書は、総会での決定事項なのに漁協は理事会だけで決定したため、手続きに瑕疵があり無効であるということである。第三に、種子島漁協の同意書を前提とした知事の許可は県漁業調整規則な

どに違反しているため無効であり、取り消されるべきだということである。

しかし、ボーリング調査の差し止めと県知事の許可取り消しを求めた漁業者による仮処分申し立ては2021年3月26日に、訴訟は2021年5月24日に相次いで却下された。仮処分申し立てを却下した理由として、東京地裁は、ボーリング調査は「公益上の必要性が高い事業」と指摘し、漁業への影響は一時的かつ限定的で、調査に違法性はないと結論づけたのである⁹⁾。また、原告の訴えを却下した鹿児島地裁は、漁業権を持つ漁協の優位を認め、原告らに原告適格は認められず訴えは不適法と結論付けた¹⁰⁾。

その後、漁業者たちは同年8月13日に二度目の仮処分を東京地裁に申し立て、さらに9月27日には二度目となる同様の訴訟を鹿児島地裁に起こした¹¹⁾。しかし、この間にも海上ボーリング調査は着々と進行し、2022年1月28日に海上ボーリング調査は終了したのである¹²⁾。

3-4. 馬毛島での浚渫工事、外周道路、海底ケーブルの工事

馬毛島での基地建設は、環境影響評価の手続きが完了していない段階で様々な工事が先行したことが、手続き上の問題点として指摘できる。

まず、馬毛島周辺で海上ボーリング調査が開始された翌月の2021年1月8日、防衛省は馬毛島で整備を計画している自衛隊基地の飛行場や港湾施設などの設計と、外周道路の工事について4件の入札を公告した¹³⁾。その後、同年11月11日に、防衛省は基地整備に使うコンクリートを作るプラントを馬毛島内に設置する事業の入札を公告した¹⁴⁾。そして、同年12月24日、自衛隊馬毛島基地（仮称）の施設整備費として後年度予算を含む契約ベースで3,183億円、2022年度の歳出として549億円を計上することが閣議決定された¹⁵⁾。さらに、2022年1月7日には、日米の閣僚が協議する「2プラス2」でこれまで「候補地」としてきた馬毛島の位置付けを、正式な「整備地」へと変更したのである¹⁶⁾。

こうして、2022年度から馬毛島での基地建設へ向けた具体的な工事が始まった。防衛省は馬毛島に機材を運び込む港湾整備のため、馬毛島の葉山港周辺での浚渫工事に6月下旬に着手する意向を示した。それを受けて、同年5月27日、種子島漁協は葉山港周辺の浚渫工事について理事会を開き、組合員272人へ賛否を問うた投票の開票結果を示した。投票結果は賛成多数というものであり、即日、理事会は組合員に書面を郵送した¹⁷⁾。そして、5月31日に種子島漁協は、葉山港周辺の浚渫工事をトコブシ漁が終わる8月中旬以降とすることを防衛省と合意し、工事に同意する文書を同省に提出した。その際、9か月程度とされる工期中の海中の濁り対策や緊急時の入港、工事計画の事前報告を条件とした¹⁸⁾。

種子島漁協が浚渫工事に同意したことで、防衛省は6月3日、馬毛島での浚渫工事

について、海底の土石破碎や最終作業などの許可申請を鹿児島県に提出した。この申請は、葉山港だけでなく沖合300メートル幅34メートルにわたって海底を掘り下げるといったものであった¹⁹⁾。そして、鹿児島県は7月8日、防衛省が提出していた葉山港での浚渫工事の申請を許可したと発表した。知事は報道機関の取材に対して、「法令に沿って審査・許可した。基地整備に関するものではないと考えている」と述べている²⁰⁾。こうして、8月16日に馬毛島の葉山港で浚渫工事が開始された。

また、同年7月1日に防衛省は馬毛島での外周道路の工事に着手した。さらに同日、防衛省は馬毛島の基地建設のための海底ケーブルの整備を8月にも始める方針を明らかにした²¹⁾。なお、防衛省が馬毛島での外周道路の工事に着手していた事実は、報道機関による防衛省への取材で、7月16日に判明した²²⁾。

こうして、馬毛島での浚渫工事と外周道路、海底ケーブルの工事が、2022年7月以降着々と進んでいったのである。そして、馬毛島でこれらの工事が着々と進行する一方で、環境影響評価が行われていた。

3-5. 環境影響評価

環境影響評価（アセスメント）とは、「対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、事業者自らが調査・予測・評価を行うこと」であると、環境省のHPでは説明されている²³⁾。環境影響評価法に基づいて一連の手続きが定められており、「配慮書」、「方法書」の作成後にアセスメント（調査・予測・評価）が実施され、その次に「準備書」、続いて「評価書」の作成へと手続きが進み、事業が実施されて事後調査が行われた後、最終的に「報告書」が作成される。

馬毛島の基地建設における環境影響評価の手続きは、2021年2月から始まった。2021年2月18日に防衛省は「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価」を開始し、調査の手法を定める「方法書」を鹿児島県と西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、南大隅町宛てに送付した²⁴⁾。

翌年の2022年4月19日、防衛省は「準備書」を西之表市や県に送付し、翌日公告された。この「準備書」では、2020年8月7日に防衛省が西之表市に提示した説明資料「馬毛島における施設整備」に記載した馬毛島に建設予定の各施設の概要を、より具体的に説明している。例えば、二本の滑走路の長さは2,450mと1,830mと記されている。また、年間の飛行回数を米軍機と自衛隊機で計約2万8,900回と想定し、騒音レベルは環境基本法での基準値57デシベルを下回る35.1から54.4デシベルという予測を示した。さらに、米軍のFCLPは、深夜3時頃までに及ぶ場合があることが明記さ

れている²⁵⁾。

この準備書に対して、2022年6月2日までに約2千件の意見が寄せられた²⁶⁾。この準備書では、環境省が「絶滅のおそれのある地域個体群」に選定している馬毛島のニホンジカ（マゲシカ）の個体数の減少が懸念されているにもかかわらず、頭数の変化をシミュレーションする調査が行われた形跡が見られないことから、立澤史郎は防衛省への意見書で調査のやり直しを求めている²⁷⁾。また、種子島の3自治体と屋久島町、南大隅町の関係5市町は、8月10日から15日に、環境影響評価の準備書に対する意見書を、鹿児島県知事に対し提出した。西之表市は市上空の飛行といった「変則的な事象」についても影響を調べることや、マゲシカの個体数予測や生息域の減少による自然への影響評価、複数の遺跡確認に伴う現地調査の必要性を盛り込んだ。これらの自治体からの意見書の提出を受けた形で、鹿児島県知事も10月14日に準備書に対して39項目の意見書を提出している²⁸⁾。

しかし、環境影響評価準備書に対するこれらの意見書に基づき調査がやり直されることはなく、11月18日に防衛省九州防衛局熊本防衛支局は、馬毛島での基地建設事業の実施前の最終まとめとなる環境影響評価の「評価書」を防衛省へ送付した²⁹⁾。この評価書に対して、環境省は12月5日に防衛相宛てに意見書を提出し、騒音対策やマゲシカなど生態系への影響軽減策を要求した³⁰⁾。だが、翌年の2023年1月12日、防衛省は馬毛島基地整備計画での環境影響評価の「評価書」を公告し、事業実施前の環境影響評価の手続きは終了した。そして即日、防衛省は馬毛島基地の本体工事に着手したのである³¹⁾。

馬毛島基地建設事業での環境影響評価に関して、中川武夫は手続き上の問題点と、事業内容（事業計画）の問題点を指摘している（中川，2023）。まず、手続き上の問題点として、本来環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きは、事業計画段階における「配慮書」の提出から始められることになっているにも関わらず、本事業ではそれが省略され、いきなり方法書が提出されたことが挙げられている。準備書で示された主要滑走路の長さは2.45kmであり、2.5km未満の第2種事業であるので配慮書不要としているものの、環境影響評価法第4条第2項によれば、鹿児島県知事から配慮書省略の了解を得る必要があるが、それを得たとの記載がない点を、手続き上の問題点として指摘している。その他にも、環境影響評価は必要な事業を廃止・縮小することもあるのが前提であるにもかかわらず、環境影響評価の手続き中に政府が馬毛島の基地建設549億円を2022年度予算に計上したことは、「アセスメントのまさに形骸化であり許されない」と批判している（中川，2023：35）。また、事業内容（事業計画）の問題点として、馬毛島で建設された外周道路が環境影響評価の対象外とされたことを挙げている。方法書への意見に対する防衛省九州防衛局の見解は、「管理用道路は

別の事業であるので、環境影響評価の対象とはしていません」ということであったが、現在は無人島であるのだから、管理用道路はあくまでも建設される基地のためであると、防衛省の見解を問題視している（中川，2023：35）。

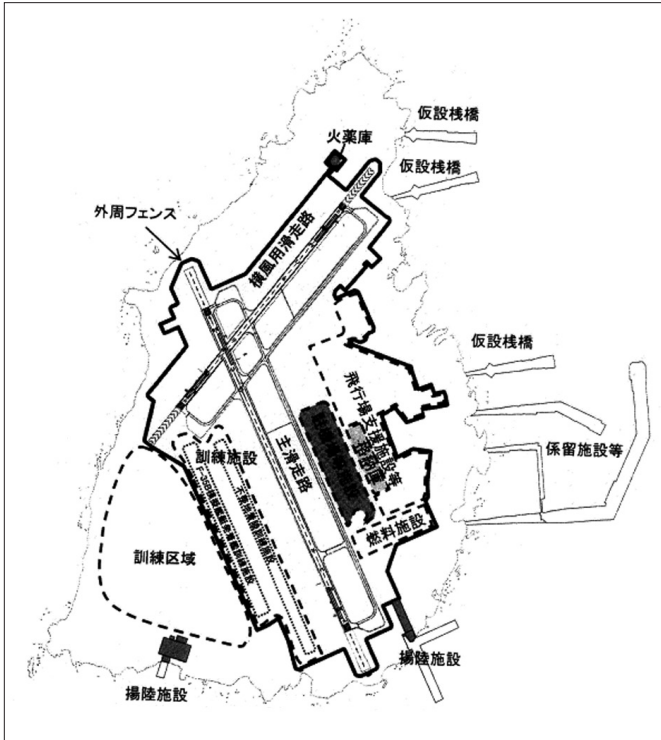


図3 環境影響評価書での馬毛島の施設全体配置図

出典：「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書〔要約書〕」のp.9
https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/kumamoto/hyoukasyo_youyaku/pdf/hyoukasyo_youyaku_001.pdf

3-6. 小括

本章では、馬毛島での基地建設工事が着手されるまでの経緯について概説した。これまでの経緯から分かることは、2023年1月12日に馬毛島基地の本体工事が開始される以前から、馬毛島での実質的な基地建設工事は始まっていたということである。2020年12月以降、馬毛島周辺海域での海上ボーリング調査や葉山港での浚渫工事、外周道路や海底ケーブルの工事が次々と行われた。これらの工事は、「別の事業であり、基地整備に関するものではない」という論理の下に実施されたが、無人島である馬毛島でこれらの工事を行う理由は、基地建設を前提としたもの以外には見当たらないと

いえる。こうした、実質的に基地建設のためである工事を、「基地整備に関するものではない」という論理によって基地建設工事を先行したことが、馬毛島基地建設計画の手続き上の第一の問題点として指摘できる。

また、上記した様々な工事への合意のあり方にも、問題があるといえる。これまでの経緯から分かるように、海上ボーリング調査は、種子島漁協の同意と鹿児島県の許可によって実施され、種子島漁協に所属する馬毛島周辺で漁を営む一部の漁業者たちによる、仮処分や訴訟でのボーリング調査を阻止するための訴えは意思決定において重視されなかった。そして浚渫工事もまた、同様の手続きによって行われた。工事によって生業が維持できなくなり、最も影響を被る漁業者たちの反対を押し切った形で決定がなされたことが、第二の問題点として指摘できる。

さらに、前述したように、環境影響評価の手続きが完了していない段階で様々な工事が先行したことも、手続き上の第三の問題点といえる。対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、事前に調査・予測・評価を行うことが環境影響評価の目的であるにも関わらず、実質的に事業のための工事と並行して環境影響評価が行われたことは、中川武夫が指摘するように環境影響評価の形骸化であり、環境影響評価を行うことの意味そのものが問われる事態といえるのである。

本章では、2023年1月に馬毛島基地の本体工事が開始されるまでの手続きの経緯について検討した。では、こうして進められた馬毛島基地建設計画に対して、馬毛島の行政区である西之表市をはじめとする種子島の自治体や住民は、この計画に対してどのように受け止め、いかなる取り組みをしたのだろうか。次章では、西之表市を中心に、馬毛島での基地建設計画への地元自治体の対応を明らかにしていく。

4. 馬毛島での基地建設計画への自治体の取り組み

馬毛島での基地建設計画は、当初は米軍のFCLP専用施設の建設計画として2007年に浮上した。本章では、計画が持ち上がった当初は、一致団結して反対姿勢を示していた地元の自治体が、その後どのような変遷していったのか、現在に至るまでの経緯をたどっていく。

なお、本研究での聞き取り調査は、「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」を遵守して行った。聞き取り調査の内容は学術的な目的以外では使用しない旨の承諾を、調査対象者から得ている。

4-1. 2007年から2012年末までの取り組み

2007年2月に馬毛島をFCLP施設候補地として政府が検討していると報道された直

後から、種子島と屋久島の自治体（西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町）は、この計画に反対の意思表示をした。2007年3月10日に馬毛島の米軍関係施設誘致について、種子島と屋久島の自治体は、「種子島と屋久島の自然環境や漁業などへの悪影響と観光産業に打撃を与える」「爆音等を含めた市民生活への悪影響」「事故発生の危険性」などを主な理由に掲げ、誘致反対を決議した³²⁾。同年5月28日には、種子島と屋久島の1市3町の首長と議長、地元選出の県議の計10名によって構成される「米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会」が結成された³³⁾。それ以降、この協議会は防衛省や県知事に米軍空母艦載機離着陸訓練施設の馬毛島への移転に反対する要望書や要請書の提出を続け、地元の自治体として一体となって、FCLP 施設建設に反対する活動を展開した。2010年4月に「米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会」は、「米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会（以下、協議会と略）」と名称を変更した。そして、地元自治体の活動は、馬毛島が公式に FCLP 施設の候補地となったことが報道された2011年5月半ばからさらに活発になった。5月16日には馬毛島訓練移転に対して種子島、屋久島の首長らは断固反対の意思確認を再度行い、地元への説明や同意もないまま日米共同文書に馬毛島が明記されたことに対して、6月1日と28日に協議会は防衛省に抗議した³⁴⁾。また、6月6日に西之表市議会は「陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移転に反対する決議」を全会一致で採択し、中種子町議会や屋久島町議会も同様の決議をした。

他方で、補助金等による地域振興を期待して、馬毛島に自衛隊施設の建設を誘致しようとする動きが住民の間に少数ながら見られた。2009年8月に「馬毛島に自衛隊を誘致する会が」西之表市に対し3,797人分の署名を添えて誘致を陳情しており、この動きはあくまでも「自衛隊施設誘致」を主張しており、FCLP 施設の誘致を推進しようとは明言していない。だが、自衛隊施設において自衛隊と米軍が一体となって訓練をし、米軍の FCLP 施設として併用されるのではないかと反対派からは危惧されていた³⁵⁾。それ以後も、西之表市議会臨時会に馬毛島への自衛隊施設設置の推進を求める陳情が提出されたが、市議会は2011年7月29日に不採択とした³⁶⁾。

4-2. 2013年の西之表市の選挙と協議会からの離脱

上記したように、馬毛島での FCLP 施設建設に対して、計画が持ち上がった2007年当初から2012年にかけては、地元の行政は協議会を結成したり、市議会で反対決議をするなど、計画への強硬な反対姿勢を示していた。こうした一致団結した姿勢が変化するのが、2013年からである。

2013年2月3日に馬毛島を行政区とする西之表市で行われた市長選挙では、馬毛島への自衛隊基地の誘致に賛成する新顔候補が立候補したものの、FCLP 施設移転に反

対し続けてきた現職市長が再選された³⁷⁾。一方、同日の市議会議員選挙では、自衛隊基地誘致を積極的に進めようとする元自衛官が一人当選し、西之表市議会に賛成派議員が初めて誕生したのである。

そして、同年2月15日に、前述した地元1市3町で構成される協議会から、中種子町議会が離脱するという事態が起きた。これまで地元自治体として一体となりFCLP施設建設に反対してきた取り組みの一角が崩れた格好となったのである。その後、2015年7月14日には今度は南種子町議会が「公正中立の立場から情報収集し、長期的なメリット、デメリットについて検討したい」という理由を示し、協議会から離脱した³⁸⁾。

4-3. 2017年の西之表市の選挙と協議会の解散

その後、防衛省と企業との間で馬毛島の土地の買収交渉が難航していたために、馬毛島での基地建設計画は停滞していた。そうした中で、2017年1月29日に西之表市で市長選挙が行われた。馬毛島でのFCLP施設建設計画への賛否が最大の争点となったこの選挙では、現職市長が引退を表明したことで6人の候補者が出馬し、いずれの候補者も法定得票（有効投票総数の4分の1）に達せず、再選挙となった。そして、3月19日の再選挙では、FCLP施設反対を訴えた元新聞記者の八板俊輔氏が初当選したのである。

当選後、新市長は5月17日に協議会の会長に就任し、総会で「協議会では、訓練移転にニュートラル（中立）な立場で情報収集していく」と表明した³⁹⁾。また、市長は市職員による馬毛島の活用策を考える検討チームを発足させ、市長の意向を受けた形で同年12月に西之表市は「馬毛島活用の方向性」を策定し、FCLP施設以外の馬毛島活用の今後の方向性として、宇宙関連事業の展開や、自然保護区の設定及び自然・文化総合学術調査施設の設置、馬毛島における体験活動の実施、土地の購入資金を確保するための「馬毛島トラスト（仮称）」の創設の検討という4点を公表した⁴⁰⁾。

このように、西之表市がFCLP施設建設に代わる馬毛島のあり方を提案する一方で、種子島の地元自治体が一体となって馬毛島のFCLP施設建設に反対するという構図はさらに崩れていった。2017年12月26日に協議会の臨時総会が開かれ、中種子と南種子の両町長が協議会からの離脱の意向を示したため協議会の解散が決定し、2018年2月16日に協議会は正式に解散したのである⁴¹⁾。

なお、協議会の解散後、中種子町議会は2020年9月17日に、馬毛島へのFCLP移転計画を容認する中間報告をまとめ、10月14日に町と議会、民間の三者が協力して自衛隊誘致にあたる「町自衛隊誘致推進協議会」が発足した⁴²⁾。さらに、南種子町長は2021年6月10日、町内に自衛隊基地の関連施設を誘致する意向を初めて町議会で表明

した⁴³⁾。こうして、2007年5月に「米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会」の前進である「米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会」が結成された当初は、馬毛島での基地建設に一体となって反対していた地元自治体のうち、中種子町と南種子町は馬毛島での基地建設を受け入れ、町内への自衛隊宿舎の誘致に取り組むようになったのである。

4-4. 2019年以降の西之表市議会の取り組み

2018年2月の協議会の解散以後も、馬毛島の行政区である西之表市は、馬毛島でのFCLP施設や自衛隊基地建設に反対する意思を表明し続けた。2019年1月の政府が馬毛島の土地を160億円で購入することで業者と合意したという報道に対して、同年2月19日に市議会は、FCLP及び自衛隊施設整備を前提とする地権者との馬毛島の土地売買交渉を進めることに反対する「馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地の売買交渉に反対する意見書」を可決し、政府に提出した⁴⁴⁾。さらに、2020年3月4日にも西之表市議会は「馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備の為の買収合意を撤回し、今後の交渉を直ちに中止することを国に求める意見書」を可決し、首相や防衛大臣などに提出している⁴⁵⁾。

また、西之表市は防衛省が2020年8月7日に公表した「馬毛島における施設整備」に対する40項目に及ぶ質問状を8月31日に防衛省に提出し、FCLPが移転された場合に周辺で予想される最大の騒音や例示された訓練に必要な施設、港湾整備によって漁業権が消滅する区域などを質し、基地設置に伴う市への交付金額や工事を地元業者に発注する割合を尋ねた⁴⁶⁾。この質問状への防衛省からの9月30日付けの回答では、騒音は「正確に見積もることができない」とし、騒音や漁業への影響、地元への交付金といった市民の関心が高い項目については、具体的な言及を避けた内容であった⁴⁷⁾。そして、同年12月16日に西之表市議会は、馬毛島でのFCLP移転と自衛隊基地整備計画の撤回を求める国への意見書を賛成10、反対3で可決し、提出した（八板，2021：240）。なお、西之表市議会在馬毛島での基地建設計画反対の意見書を国へ提出するのは、2017年以降これが4回目である。

その後、定数が16から14に減った2021年1月の西之表市議会議員選挙では、基地建設賛成派が6人、反対派が7人、中立が1人という結果となり、改選前より賛成派が増えた。さらに、中立の立場だった市議が、2021年5月に防衛省が実施したデモフライトでの騒音が大きくなかったことを理由に、同年6月9日に基地建設に賛成を表明したため、議会では賛成派と反対派が同数となった⁴⁸⁾。

その上、2月24日に市議会は新たな議長を反対派から選出していたため、市議会で

は馬毛島の基地建設に関して実質的に賛成派が過半数を占めるようになった。それにより、同年6月23日に賛成派の議員が提案した、馬毛島への米空母艦載機陸上離着陸訓練（FCLP）移転に向けた自衛隊基地整備計画の推進を求める「整備・運用を早期に求める意見書案」を、市議会は賛成7、反対6で可決したのである⁴⁹⁾。加えて、中種子町と南種子町の議会も、同様の意見書を同年6月に相次いで可決した⁵⁰⁾。

なお、市議会が2月に新たな議長を反対派から選出した理由について、著者による聞き取り調査で西之表市議たちに尋ねたところ、以下の4つの理由が語られた。第一に、賛成派議員たちは議長を賛成派からは出さない意向が強く、反対派議員としては議長選出が難航して議会が空転するのは避けたかったためである。つまり、賛成派は市長選挙で負けた悔しさが強く、議会を空転させ、予算が成立しないとといった方法で八板市長に圧力をかけることが当時予想されたため、それを反対派議員は避けたかったのである。第二に、市長と議長の両方が馬毛島での基地建設に反対という姿勢を、反対派としては対外的に示そうとしたためである。第三に、1月の選挙の時点では一人が中立であり、さらに賛成派の議員の一人が病気により入院し、復帰は困難だと予想されたため、反対派が多数派である議会構成は揺るがないと判断したためである。第四に、「議長は2年で交替し、次期議長は賛成派から出す」という口約束が、賛成派議員との間で交わされたためである⁵¹⁾。

上記したように、西之表市議会が2019年以降も馬毛島での基地建設計画に反対する意見書を国へ提出しつつも、2021年1月の選挙で賛成派議員が増え、反対派と賛成派が拮抗した。そして、選挙では中立を掲げていた一名の議員が賛成派となったことや、議長を反対派から選出していたことにより、それまでは馬毛島基地建設計画に反対の意見書を提出していた西之表市議会が、2021年6月に初めて、馬毛島でのFCLP移転に向けた自衛隊基地整備計画の推進を求める意見書を可決したのである。

市議会がこのように変化する中で、西表市長は馬毛島での基地建設にどのような姿勢を示したのだろうか。次章では、2019年以降の西之表市長の取り組みを明らかにしていく。

5. 西之表市長の取り組み

5-1. 2019年から2020年末まで

2017年の市長選挙では馬毛島でのFCLP施設建設問題に対して、反対派と目されていた八板市長は、当選後には馬毛島でのFCLP施設建設に対して明確に「反対」と意思表示しなかったと、西之表市の住民には認識されていた。当選後、5月17日の協議会の総会で八板市長は「協議会では、訓練移転にニュートラル（中立）な立場で情報

収集していく」と表明したが、この「ニュートラル」という表現が、賛成でも反対でもなく曖昧であると解釈されたようである⁵²⁾。著者が2020年3月に西之表市で行った聞き取り調査でも、反対派の市民から「かなりぶれている」と受け止められており、反対とはっきりと表明せず、態度を曖昧にしていることに対する不満が語られた⁵³⁾。

だが、八板市長は「馬毛島利活用計画」を掲げ、2018年と2019年の7月に西之表市主催で「馬毛島体験活動」を実施する一方で、2019年の終わり頃から、馬毛島での基地建設の進め方について、政府に対して異議を呈している。

例えば、2019年11月30日、政府が馬毛島を約160億円で購入する方向でタストン・エアポート社と合意したことをめぐって、八板市長は訓練移転について、「地元の理解は得られていない」などとコメントを発表した⁵⁴⁾。また、同年12月20日、防衛副大臣との面談を終えた八板市長は報道陣に対し、「馬毛島にふさわしいFCLP以外の利活用策を追求するという従来の考えに変わりはない」「自衛隊施設整備を先行させ、なし崩し的にFCLP移転が進むことはあってはならない」と述べた⁵⁵⁾。さらに、市長は2020年1月16日に防衛省で防衛副大臣と面会し、「(施設や訓練の)具体的な内容が明らかになっておらず賛否を論じる段階にない」と伝え、馬毛島の買収額である約160億の根拠や、自然保護についての見解を問う質問書を手渡した⁵⁶⁾。

そして、2020年2月20日には八板市長は、2019年12月20日に防衛副大臣から「施設整備に必要な調査を行う」との説明を受けたにもかかわらず、2月18日の衆議院予算委員会で、調査を行う以前の、馬毛島の土地取得前に設計作業に入っていることが明らかになり、当該設計費の34億6,700万円を在日米軍駐留関連諸経費から流用していることに対して、防衛大臣に抗議文を送付した。この抗議文に対して、防衛省は3月25日、西之表市に馬毛島の施設整備をめぐる契約の中に「設計」が含まれていたと説明する文書を提出した。その内容は、契約の経費には「在日米軍等駐留経費」を充て、「馬毛島が米軍の訓練の恒久的な施設の候補地とされていることを踏まえた」というものだった⁵⁷⁾。防衛省が地元自治体である西之表市への事前説明なしに馬毛島基地建設のために共同企業体と施設設計の随意契約を結んでいたこの問題について、八板市長は3月30日、防衛省からの回答に納得できないとして、再回答を求めた⁵⁸⁾。

また、2020年1月に西之表市が防衛省に提出した質問書に対して、防衛省からは具体的な回答が示されなかったため、市長は質問書への回答が不十分だとして、4月10日に5項目の再質問書を送付した⁵⁹⁾。しかし、質問書を二度提出したものの、具体的な回答が得られなかったことで、5月1日に八板市長は記者会見を行い、防衛省への不快感を示し、「FCLPに反対の考えは変わっていない」と表明した⁶⁰⁾。さらに、同年10月7日に八板市長は、質問書への防衛省からの9月30日付けの回答に対して、「失うものの方が大きく、同意できない」との「馬毛島問題への所見」を発表した(八

板, 2021: 235)。この所見では、弊害を列挙した上で、馬毛島への米空母艦載機の陸上離発着訓練（FCLP）移転計画について「反対」の意思を明らかにした。そして、同年11月9日、八板市長は防衛大臣と対面し、防衛省が馬毛島に計画している基地建設に対して不同意の「所見」を手渡し、これ以上計画を進めないでほしいと計画への反対を伝えたのである（八板, 2021: 234, 239）。

5-2. 2021年1月の市長選挙

こうして、2017年の当選直後は馬毛島での建設計画に明確に反対と表明していないと見なされていた八板市長は、防衛省の提示した馬毛島で基地建設計画に対する自治体からの質問書に、防衛省が具体的な回答を避ける態度を続けたことや、自治体への事前説明なしに馬毛島基地建設のための施設設計の随意契約を防衛省が企業と結んでいたことなどから、2020年5月から反対という意思を表明するようになり、2020年10月には公式に反対の意思を示したといえる。こうした中で、2021年1月31日に西之表市長選挙が行われた。

この市長選挙は、馬毛島での基地建設に反対する現職と、基地建設容認を掲げた新人の二人による争いとなった。この選挙では、2017年の市長選挙では特定候補者を支持しなかった西之表市の反対運動団体が、八板氏への支持を表明し、当選へ向けて組織的な選挙運動をしたという変化が見られた。前述した、「失うものの方が大きく、同意できない」との「馬毛島問題への所見」を八板市長が10月7日に発表したことにより、2020年12月13日、西之表市の反対運動団体である「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」は、2021年1月の市長選挙で八板市長を支持する政策協定を市長と締結した。政策協定書には、「八板俊輔は、防衛省による FCLP 移転に伴う馬毛島基地施設整備計画には、失うものが大きく同意できない。今後も条件によって、この決意を変えることはなく、当選後もこの立場を引き継いでいくこと」と明記された⁶¹⁾。

そして、2021年1月31日の市長選挙の結果は、144票差という僅差で現職の八板氏が、訓練移転などに伴う交付金での活性化を図ると訴えて馬毛島での計画容認を掲げた市商工会長である新顔の候補者を破って再選した⁶²⁾。

当選後、2月2日には八板市長は防衛省に馬毛島への米軍訓練移転などの計画をめぐり、海上ボーリング調査の中止と環境影響評価を実施しないことを求めた要請書を提出した⁶³⁾。また、2月19日には、市長は防衛省が前日に環境影響評価の手続きを始めたことに対して記者会見をし、「地元の理解得ていない中で計画を進めるべきではない、と再三伝えてきた。大変遺憾」と批判している⁶⁴⁾。さらに、同年3月23日の馬毛島対策特別委員会で、八板市長は米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）施設設置

計画に対して、「失うものが大きく、同意できない」という考えを示した⁶⁵⁾。そして、4月12日に市長は防衛省で政務官等と面会し、馬毛島へのFCLP移転と自衛隊基地設置計画に反対する立場を伝えた⁶⁶⁾。

こうして、再選後の八板市長は、馬毛島基地建設に反対する姿勢を示してきたといえる。そして、海上ボーリング調査や環境影響評価など、防衛省による馬毛島基地建設の一連の進め方に対して、その後も批判を続けた。2021年11月4日、八板市長は馬毛島にある市有の学校跡地を取得したいとする防衛省の申し出について、「協議する段階にない」と否定的な考えを会見で示した⁶⁷⁾。また、11月16日に八板市長は防衛省を訪れ、馬毛島での自衛隊基地整備に関連するプラント建設の入札を防衛省が公告した問題に対し、「今回の対応や進め方は地元軽視といわざるを得ない」とする抗議文を提出し、入札を止めるよう口頭で求めた⁶⁸⁾。

しかし、こうした市長の抗議にも関わらず、防衛省は2021年12月20日、種子島での自衛隊宿舎などの施設整備案を示すとともに、米軍再編交付金を来年度予算案に盛り込む方針を地元の種子島3市町に伝えた⁶⁹⁾。そして、12月24日に馬毛島基地の施設整備費として3,183億円を盛り込んだ来年度の政府予算案を閣議決定したのである⁷⁰⁾。さらに、2022年1月7日、政府は日米の閣僚が協議する「2プラス2」で、これまで「候補地」としてきた馬毛島の位置付けを、正式な「整備地」へと変更した⁷¹⁾。そして、1月12日に防衛省地方協力局の担当者は西之表市役所を訪れ、馬毛島は自衛隊基地として「整備が決定と考える」と八板市長に通告したのである⁷²⁾。

5-3. 2022年2月以降の防衛省との協議と3議案の提出

上記した、2022年1月12日の防衛省による通告の直後から、八板市長の姿勢に変化が見られる。同年1月17日、市長は今後の市の方向性を検討するために、市内の商工会や農協、建設業組合、教育・福祉関係など51団体から個別に直接意見を聞くヒアリングを非公開で開始した⁷³⁾。この時、米軍再編交付金などによる地域経済活性化を求める意見が賛成派団体から示され、この結果を受けて、2月3日に市長は防衛相と面会し、国との協議の場を設置し、米軍再編交付金などで「特段の配慮」を求めた要望書を提出した。この協議の場の設置を防衛省へ求めた理由について、「国がどんどん進めていくという動きが出て来たため、その動きに対応しなければならなかった」と、著者による聞き取りで市長は説明した。そして、「国と地元の考えをやり取りして、方向性を見つけていくため」と、「地元の市民への透明性の確保」という二つの観点から協議の場を設けてほしいと要求したと、述べている⁷⁴⁾。この西之表市側が求めた防衛省との第1回の協議が、2月28日から始まったのである⁷⁵⁾。

その後、協議が進められ、同年9月5日の第9回協議で、防衛省は西之表市が馬毛

島に所有する馬毛島小中学校跡地を購入したい意向を明らかにすると共に、島内の3市道の廃止手続きを市に要請し、さらに、種子島の下西校区にある市有農地を自衛隊員宿舎用地として提供する提案を西之表市に示した⁷⁶⁾。そして、9月9日に八板市長は、防衛省による上記の3議案を市議会に提出したのである⁷⁷⁾。

馬毛島の土地は、2019年12月2日に政府がタストン・エアポート社から買収したことにより、タストン・エアポート社が所有していた99.6%は国有化された。しかし、残りの0.4%の土地に民有地と市有地が含まれていた。その市有地が、馬毛島小中学校跡地と島内の3市道なのであり、特に馬毛島小中学校跡地は滑走路の建設予定地に所在するため、市有地の売却と市道の廃止は基地建設の実施において欠かせない条件であった。それは言い換えれば、市有地を売却せず、市道の廃止に同意しないことが、基地建設を阻止する「最後の砦」と見なされてきたのである。そのため、防衛省が要請した3議案を9月9日に市長が市議会に提出したことは、事実上、市長が基地建設に同意したと見なされたのである。

この市長による3議案の提出に対して、西之表市議会では反対派議員が市長を批判し、賛成派と反対派による議論が続いた。そうした状況下で、防衛省は西之表市と中種子町、南種子町に2022年度で約10億円規模の米軍再編交付金を支給する方針を固めたことが9月12日に判明し、翌9月13日に1市2町に米軍再編交付金を支給する手続きに入ったと明らかにした⁷⁸⁾。そして、9月28日に防衛省は、米軍再編特措法に基づく「特定防衛施設」に馬毛島基地（仮称）を、「特定周辺市町村」に西之表市と中種子町、南種子町を新たに指定すると官報で告示したのである⁷⁹⁾。

上記した八板市長による3議案の提出に対して、9月30日に西之表市議会本会議では、市長に対する問責決議案が反対派議員から提案されたものの、賛成6、反対7で否決された⁸⁰⁾。これは、賛成派の議員1名は問責決議案に賛成したものの、反対派の議員1名が採決のボタンを押し間違えたことによる⁸¹⁾。そして同日、9月30日の西之表市議会最終本会議で、馬毛島小中学校跡地と自衛隊員宿舎用の市有地売却、馬毛島の市道廃止の3議案が賛成7、反対6で可決したのである⁸²⁾。

5-4. 米軍再編交付金の交付受け入れ

9月30日の市議会での3議案の可決後、馬毛島での基地建設へ向けた手続きは着々と進んでいった。10月21日、防衛省は種子島の1市2町に米軍再編交付金の交付を正式に通知した。1市2町で計10億6,200万円となり、内訳は、西之表市が7億7千万円、中種子町が1億9,400万円、南種子町が9,100万円である⁸³⁾。同日、八板市長は米軍再編交付金の受け取りを表明した。報道機関の取材に対し、「法に基づき交付されるものであるから、その趣旨を考慮の上、事務手続きを進めたい」とコメントし

た⁸⁴⁾。その後、11月29日に八板市長は米軍再編交付金受け取りのための基金設立を市議会に提案し、同日、鹿児島県知事は馬毛島基地建設の容認を表明した⁸⁵⁾。その翌日の11月30日に、西之表市は市所有の馬毛島小中学校跡地と下西校区の自衛隊宿舍用地の売買契約を防衛省と締結し、12月2日には島内3市道の廃止処分を行った⁸⁶⁾。そして、12月16日の西之表市議会最終本会議では、市長提案の米軍再編交付金を積み立てる基金の設置条例案が7対6で可決され、反対派議員が提出した八板市長に対する二度目の問責決議案は否決された⁸⁷⁾。

こうして、翌月の2023年1月12日、防衛省による馬毛島での基地本体工事が始まったのである。

5-5. 小括

馬毛島での基地建設に対する西之表市側の姿勢に関して、2022年1月と9月がターニングポイントとなったといえる。2022年1月12日に防衛省が馬毛島基地整備を決定したと通告した直後から、それまで馬毛島基地建設に反対の姿勢を示してきた八板市長が、市内の51団体に直接意見を聞くヒアリングを開始し、その翌月から防衛省と西之表市との間で協議が行われるようになった。また、2022年9月には、防衛省からの要請に応える形で、市長は市議会に3議案を提出し、9月末の市議会で可決されたのである。

しかし一方で、防衛省との一連の協議を始めて以後2024年9月現在まで、八板市長は馬毛島基地建設を容認するとは明言していない。にもかかわらず、防衛省は西之表市長が3議案を市議会に提出したことにより、「西之表市長は馬毛島での基地建設に同意した」と見なし、手続きを進めたのである。さらに、前述したように、市議会で3議案の議決を経おらず、環境影響評価も完了していない9月12日の段階で、防衛省は米軍再編交付金を支給する方針を固め、翌日には手続きを開始している。

これらの異例な手続きが進む中で、西之表市の市民たちはどのような態度を示したのだろうか。次章では、西之表市での市民運動の取り組みを明らかにし、その上で、馬毛島での基地建設に対する地元の世論がいかなるものであるのかを検討する。

6. 市民運動の取り組み

6-1. 馬毛島での基地建設問題をめぐる市民運動の概要

2007年2月に馬毛島がFCLP 施設候補地として検討されていると初めて報道された直後から、種子島と屋久島の住民は反対運動を開始した。それは、同年6月29日には、1万274筆の米軍艦載機離発着訓練場の誘致反対署名が西之表市長に提出された

ことに表れている。FCLP 施設建設が公式な計画として報道された2011年5月以降も市民運動は盛り上がり、2012年5月末までに種子島と屋久島の住民の57%にあたる2万5,798人分のFCLP 反対署名が集められた⁸⁸⁾。そして、全国からの署名を含めた21万9,474筆の署名を2012年9月に防衛省へ提出したのである(迫川, 2020: 4)。

市民運動は防衛省と企業との間で馬毛島の土地の買収交渉が難航した2013年頃から停滞したものの、2019年1月に政府が馬毛島の土地の買収に合意したと報道されたことで、再び活発になった。2011年から2012年にかけての署名活動を中心的行った「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会(以下、市民・団体連絡会と略)」が再結成され、2024年9月現在まで反対運動を中心的に担っている。この「市民・団体連絡会」を中心に再び署名活動が始まり、2020年11月16日に30万3,523筆の署名を同省に提出した⁸⁹⁾。

他方で、補助金による地域振興を期待して、馬毛島に自衛隊施設を誘致しようとする動きも市民の間に見られた。2009年8月に「馬毛島に自衛隊を誘致する会」が西之表市に対し3797分の署名を添えて誘致を陳情し、その後も西之表市議会に馬毛島への自衛隊施設設置の推進を求める陳情を提出したが、市議会は2011年7月29日に不採択とした⁹⁰⁾。その後、「馬毛島の自衛隊基地・FCLP 訓練を支援する市民の会」が2017年に発足し、この会を前身に活動を強化し、政治的な効力を持たせる目的で、政治団体「西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会」が2021年6月に設立された。この協議会は、基地建設賛成派の西之表市議会議員が加わり、商工会、建設業界、農協、漁協などの各組織の長が64名の拡大役員を構成し、基地建設の賛成派として組織的な活動を展開している。

拙稿にて、馬毛島でのFCLP 施設建設に反対する市民運動を、第一期(2007年から2013年)と第二期(2018年から2021年)に分けて記述し、馬毛島をめぐる訴訟などの係争についても詳細に述べた(朝井, 2022: 149-157)。そのため、本稿では、2022年1月に防衛省が馬毛島基地整備を決定したと通告して以降の市民運動について明らかにし、八板市長や市議会の動きに対する西之表市の世論について考察したい。

6-2. 2022年以降の市民運動

2022年2月3日に八板市長が防衛省に対し、馬毛島の基地建設に関する国との協議の場を設置し、米軍再編交付金などで「特段の配慮」を求める要望書を提出した直後から、西之表市の「市民・団体連絡会」は、市長への批判を展開した。2月8日に早速、市長が提出した要望書に対する声明文を出し、計画に「同意できない」との立場を示してきた八板市長に対し、「最後まで貫き通すこと強く求める」と訴えた⁹¹⁾。

その後、「市民・団体連絡会」の内部では、防衛省との協議を進め、馬毛島での基

地建設を容認したととれる八板市長の姿勢に対して、意見が分かれた。つまり、「市民・団体連絡会」が組織として、今後八板市長に対して辞任を要求するなどの強硬姿勢で臨むか否かという方針の違いが露わになったのである。そうした八板市長に対する意見対立が、2022年6月1日、「市民・団体連絡会」の会長が会長職を退任し、一会員として「市民・団体連絡会」には留まるものの、同日、新たに「馬毛島情報局」を設立したことにつながったのである⁹²⁾。

「馬毛島情報局」は、「市民・団体連絡会」よりも八板市長に対して強硬な姿勢を示した。設立したその日に、八板市長に対して基地計画の賛否を明らかにするよう求める公開要望書を提出した⁹³⁾。また、7月19日には八板市長に公約遵守を求める声明を提出し、さらに、八板市長が7月22日に防衛省へ第2回目の要望書を提出したことに對し、7月25日に「馬毛島情報局」は八板市長の辞任を求める要求書を提出している⁹⁴⁾。

その一方で、「市民・団体連絡会」は8月6日の全体会で、市長に公約遵守を求めて大運動を展開することを確認し、新たな会長が「辞任要求をも心に秘めて、厳しく市長と対峙して行く」と決意表明を行った⁹⁵⁾。また、8月16日に「市民・団体連絡会」は八板市長と面会したが、その際に連絡会のメンバーに対して八板市長は、「最後まであきらめないでくれ」と述べたという⁹⁶⁾。

こうした中で、8月16日から22日にかけて、八板市長による防衛省への要望書と回答についての市民説明会が西之表市で開催され、300人余りの市民が参加した。この説明会で質問した出席者の大半は、反対意見を主張したという⁹⁷⁾。また、8月20日の説明会では、八板市長は市民からの質問に対し、「馬毛島の市有地の売却の意思はない」と回答した⁹⁸⁾。さらに、最終日である8月22日の市民説明会では、賛成の立場の人からの「住民投票で決めたらどうか」という提案に対し、八板市長は「住民投票は考えていない。市長として私が決める。私は前回市長選で4年間を付託されたのだ」と答えている⁹⁹⁾。

この市民説明会からわずか2週間後の9月6日に、八板市長は西之表市議会の一般質問で、市所有の馬毛島の小中学校跡地と隊員宿舍候補地に選定された下西校区の土地について、防衛省から正式に購入申請があったと明らかにし、前章で述べたように、9月9日に馬毛島の小中学校跡地の防衛省への売却と、市道の廃止、下西校区の市有農地を自衛隊員宿舍用地として提供する3議案を市議会に提出したのである。

こうした3議案をめぐる八板市長の突然の方針転換に対し、市民運動団体は即座に反対した。9月7日に「市民・団体連絡会」は市長に馬毛島小中学校跡地の防衛省への売却の中止を求める要請書を提出し、翌9月8日には「馬毛島情報局」は「馬毛島小中学校跡地の防衛省への売却の中止を求める市民からの公開要求書」を八板市長に

提出している¹⁰⁰⁾。

6-3. 住民監査請求

市長が提出した3議案をめぐって市議会で議論が続く中で、2022年9月21日、西之表市の住民23名が西之表市に対し、「西之表市職員措置請求書」を提出し、住民監査請求を開始した¹⁰¹⁾。この住民監査請求では、防衛省への馬毛島小中学校跡地と自衛隊員宿舎用地の売買契約、馬毛島内の市道廃止処分について、裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法もしくは不当な市有財産の管理、処分であると主張し、市に損害を賠償する措置を請求したである。これは、馬毛島での基地建設を阻止するために、西之表市の手続きの不当性を追及した運動といえる。そして、この住民監査請求は、「市民・団体連絡会」を中心に進められたものの、組織としての活動ではなく個人参加であり、一人一人の監査請求を「市民・団体連絡会」が取りまとめて提出するという方法で進められた。

9月21日に提出した住民監査請求は、9月26日に不受理とされたため、10月4日に補充書面1を添付して再提出したものの、これも不受理とされた。そのため、11月11日に補充書面2を添付して471名で再々提出したのである。

住民監査請求は制度上、住民から監査請求の提出後、監査委員会は受付から60日以内にその判断をして、回答をしなければならない。にもかかわらず、西之表市は11月11日の3回目の請求以降、翌年5月11日までの半年間、対応をしなかった。その理由は、監査委員の一人が11月から入院し、復帰が3月過ぎまで長引いたことと、議員代表の監査委員が3月の議会で交代したため、2名の監査委員の合議制で行われる監査が進まなかったことによる¹⁰²⁾。監査委員の入院により監査ができないのであれば、別の人を監査委員に任命すればいいのであるが、西之表市ではそのような措置が取られることはなく、住民監査請求を「保留」という扱いにしていたのである。つまり、制度上、住民監査請求は受付から60日以内にその判断をしなければならないため、11月の監査請求は受け付けていないものとして対処したのである。こうして住民監査請求が提出されながらも、監査が進まず、その間に馬毛島の本体工事は着工された。

2023年5月11日に「市民・団体連絡会」の会長ら三役に監査委員会から呼び出しがあり、監査委員会は手続き上はこの日を受付日とし、この面談をもって監査委員会が請求者の陳述を聴取したものとして扱い、審議が進められた。そして、7月6日付けの文書で「市民・団体連絡会」に西之表市監査委員会から、住民監査請求を却下するという決定が伝えられた。その理由として示されたのは、「議会上に上程した議案であり、議案上程までの手順、過程、工程等の事務処理及び議決後の契約等の事務処理については、財務会計上具体的な違法性、不当性があるとは認められなかった」という

ものであり、住民監査請求として不適法であると判断されたのだった¹⁰³⁾。

その後、2023年9月16日に「監査請求を行う市民の会」が新たに発足し、9月19日に「監査請求を行う市民の会」のメンバーら40人が、馬毛島の市有地を防衛省の要請に応じて売却するなどした西之表市の手続きには違法な点があるとして、再度住民監査請求を西之表市監査委員会に提出した。だが、この請求も、監査委員は2023年11月24日に「関連法令に照らし財務会計上、具体的な違法性や不当性があると認められなかった」などとして請求を退けたのである¹⁰⁴⁾。

6-4. 政策協定の破棄

前章で述べたように、2021年1月の市長選挙に際して、「市民・団体連絡会」は2020年12月13日に八板市長と政策協定を締結した。この政策協定を破棄する方針を、「市民・団体連絡会」は2022年10月9日の全体会議で確認し、10月11日に政策協定の破棄を通告する文書を八板俊輔後援会に提出したのである¹⁰⁵⁾。

その理由は、2022年9月の議会へ3議案を提出したことで、八板市長は方針を変えたと思なしたためといえる。「市民・団体連絡会」の方からは、8月20日の市民説明会では「学校跡地は売りません。市道を廃止する考えはありません」と言っていたにもかかわらず、その後市民には何の説明もなく、一月も経たないうちに方針を変えたことが理由として語られた。また、市長が整備計画に同意できないと言わなくなったことと、「市民・団体連絡会」が3議案を取り下げるよう要請しても応じようとしなくなったことも、理由として示された¹⁰⁶⁾。

前述したように、政策協定書には、「八板俊輔は、防衛省によるFCLP移転に伴う馬毛島基地施設整備計画には、失うものが大きく同意できない。今後も条件によって、この決意を変えることはなく、当選後もこの立場を引き継いでいくこと」と明記されていた。防衛省への馬毛島の市有地売却を含む3議案を八板市長が議会に提出したことは、馬毛島基地施設整備計画に同意できないという政策協定を締結した当時の決意を、もはや市長は引き継いでいく意思はないと、「市民・団体連絡会」は見なしたといえるのである。

6-5. リコール運動

「市民・団体連絡会」を中心とした住民監査請求と並行して、2022年10月下旬から「馬毛島情報局」を中心に、八板市長の解職請求（リコール）を求める運動が検討され始めた。11月8日、「市長に辞任を求める西之表市民の会」が発足し、11月22日に開催された全体会にて、出席者の全会一致で市長のリコールを行うことが決定された。そして、12月1日から「市長に辞任を求める西之表市民の会」はリコールのため

の署名集めを開始したのである¹⁰⁷⁾。

リコール運動に踏み切った理由は、八板市長が10月21日に米軍再編交付金の受け取りを表明したためだと、著者による聞き取りで語られた¹⁰⁸⁾。

リコールに必要な署名数は、西之表市の有権者の3分の1に当たる4,109人以上であり、それを開始から一か月以内に集める必要があった。しかし結局、集まった署名数は678筆であり、このリコールは不成立となった¹⁰⁹⁾。

リコールに必要な署名数が集まらなかった要因について、西之表市の市民運動団体や反対派の議員に伺ったところ、当事者の見解は下記の4点といえる。第一に、時期が悪かったというものである。12月という年末の忙しい時期であり、さらに翌年2月の西之表市議会議長の選出と、4月の鹿児島県議会議員選挙を控えていたのである。

第二に、反対派内部でリコール運動への反対があったことが挙げられた。時期が悪いことと、リコールが成立しても次の市長選挙に反対派候補者として誰を立てるのかについて、反対派では合意できていなかった。そのため、リコールに反対する人もいたのである。戦略的観点から、「今じゃないよ、ちょっと待っていてくれ」と止めたものの、聞き入れられなかったといわれている¹¹⁰⁾。こうした反対があってもリコール運動に踏み切った当時の意識について、「負けると分かっていた動かなかっただら、もっとひどいことになるというのがみんなの思いでしたね」と、著者による聞き取り調査では語られた¹¹¹⁾。

また、「八板後援会」に所属する「八板シンパ」といわれる八板市長の支持者が「市民・団体連絡会」の会員の中には一定数いて、リコール運動に反対した。そのため、「市民・団体連絡会」は組織としてはリコール運動を支持せず、個人の判断による参加としたのである¹¹²⁾。

第三に、上記の第一と第二の理由により、人手不足となったためである。署名集めに協力できる人手が足りなかったことが、リコール不成立の理由の一つといえる。

第四に、「島民性」、いわばパーソナリティが理由として挙げられている。種子島には、「人を下げるとか、否定的なキャンペーンが好まれない島民性、市民性がある」といわれている¹¹³⁾。馬毛島基地建設への賛否とは関わりなく、市長を辞職に追い込むことをためらう市民が一定数いたことも、リコール運動が成功しなかった要因として解釈されているのである。

6-6. 住民訴訟

再度の住民監査請求が却下された後、2023年12月19日、西之表市民29人が西之表市を相手取り、馬毛島の市有地を防衛省の要請で売却し、市道を廃止した市の決定は違法だとして、鹿児島地裁に住民訴訟を起こした。そして、八板市長と国に対して約

2億3千万円の損害賠償を請求するよう市に求めた¹¹⁴⁾。2024年3月12日に第1回弁論が始まり、2024年9月現在、審議が継続している。

6-7. 2022年以降の西之表市の市民運動への考察

本章で述べたことから分かることは、西之表市での馬毛島基地建設に対する市民運動は2021年1月の市長選挙・市議会議員選挙後も継続し、反対の意思が表明されているということである。にもかかわらず、市長選挙と市議会議員選挙から2年も経たない間に、基地建設を受け入れるような姿勢を市議会と市長は示したのである。

そして、2021年1月の市長選挙・市議会議員選挙以後、西之表市民に対して馬毛島基地建設への賛否が問われたことは一度もないのである。2022年8月22日の市民説明会で、「住民投票で決めたらどうか」という住民からの提案に対し、八板市長は「住民投票は考えていない」と答えている¹¹⁵⁾。著者による聞き取りでも、八板市長には住民投票を実施して、馬毛島基地建設への西之表市民の賛否を明らかにする意思はなかった¹¹⁶⁾。つまり、現在まで西之表市民の世論は、馬毛島基地建設に賛成なのか反対なのか、どちらが過半数を占めるのか、まったく分からないのである。

こうした、世論が不明確なまま、馬毛島の市有地売却や市道の廃止を含む3議案を市長が議会に提出したことをもって、基地建設に同意したと「見なす」ことで、基地建設が実施されたのである。

この状況を市民運動団体の側から眺めると、2021年1月の選挙結果では反対派市長を誕生させ、市議会の過半数も反対派が占め、自分たちは選挙で勝ったにもかかわらず、その一年後には、自分たちが選んだ市長が基地建設を進めようとする事態に直面したといえるのである。反対派の市民のやり切れなさ、怒り、哀しみ、失望が、住民監査請求や住民訴訟といった基地建設を阻止するための運動だけでなく、政策協定の破棄やリコール運動という八板市長を批判する運動へと発展したといえる。

7. 馬毛島基地建設の手続き上の問題点

本稿では、馬毛島基地建設がいかなる手続きを経て行われたのかを解明してきた。本章では、これまでの手続きの経緯について考察し、馬毛島基地建設における意思決定手続きにはいかなる問題点があるのかを提示していく。

7-1. 馬毛島基地建設計画における政府の手続き上の問題点

馬毛島基地建設計画の一連の経緯から、2023年1月の本体工事着工に至るまでの政府のこれまでの手続きには、「用地取得に関する問題」と「予算計上に関する問題」

と「本体工事着工前の工事に関する問題」と「地元自治体の合意に関する問題」があるといえる。

まず、「用地取得に関する問題」には、以下の2つの問題を列挙できる。第一に、馬毛島での採石事業や滑走路造成において、森林法に違反した行為をした企業と、政府が土地の売買契約をしたことである。本稿の3章での述べたように、国の公害等調整委員会は、2016年10月25日に「森林法の許可申請、届け出の範囲を超える開発、伐採が推認される」と指摘し、馬毛島でこれまで企業が行ってきた開発行為の違法性を追認している。違法行為をしてきた企業と売買契約を結び、約160億円の国税が当該企業に渡ることになったのである。第二に、160億円という馬毛島の土地の取得費用の積算根拠が示されていないことも、問題点として挙げられる。これら2つの問題点について、国会でも2019年12月4日に田村貴昭議員からの質問主意書で追及されており、同年12月17日、この質問主意書に対して、政府は「森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していない」とする答弁書を閣議決定した。また、約160億円の積算根拠については、「購入手続きに支障を及ぼす恐れがあるため」という理由で、説明を拒んでいる¹¹⁷⁾。

次に、政府の「予算計上に関する問題」とは、土地取得や環境影響評価などの制度上の手続きが完了する前に、建設工事費用を予算計上したことである。5章で述べたように、政府は馬毛島の土地取得前に設計作業に入り、当該設計費の34億6,700万円を在日米軍駐留関連諸経費から流用していることが、2020年2月18日の衆議院予算委員会で明らかとなった。また、2021年12月24日に、馬毛島基地の施設整備費として後年度負担を含む3,183億円を盛り込んだ2022年度の政府予算案を閣議決定し、さらに、2022年12月23日には、2023年度予算案に馬毛島での基地整備費として3,030億円を計上した。これらは、環境影響評価の手続き中のことであった。その上、5章でも述べたが、防衛省は地元3自治体へ米軍再編交付金を支給する手続きを、西之表市議会が馬毛島の市有地売却などの3議案をまだ可決していない時点で開始し、2022年9月28日には官報で告示したのである。

また、「本体工事着工前の工事に関する問題」とは、2023年1月12日に馬毛島基地の本体工事が開始される以前から、馬毛島での実質的な基地建設工事が先行したことである。3章でも述べたように、2020年12月以降、馬毛島周辺海域での浚渫工事や外周道路、海底ケーブルの工事などが次々と行われた。実質的に基地建設のためであるこれらの工事を、「別の事業であり、基地整備に関するものではない」という論理によって基地建設工事を先行した。そして、3章でも指摘したように、これらの工事は環境影響評価の手続きが完了していない段階で行われていたものであり、環境影響評価の意味自体が問われる進め方を、政府は行ったのである。

さらに、「地元自治体の合意に関する問題」とは、政府は馬毛島基地建設計画を、計画の立ち上げから本体工事着工に至るまで、地元自治体による合意に先行して一方的に進めてきたことである。

政府は、2011年6月21日の日米安全保障協議委員会の共同文書において、「馬毛島が米軍の空母艦載離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになる」と明記した。その後、馬毛島を行政区とする西之表市を始めとする種子島や屋久島、鹿児島県などの地元自治体の合意を得ることなく、馬毛島の地権者である一企業との間での土地を買収した。また、土地の買収交渉がまとまらない中でも、2012年度以降には予算案に馬毛島での調査費用を計上した。さらに、2019年1月に馬毛島の土地の買収に業者と合意したと報道されて以後は、正式な合意契約を結んでいないにもかかわらず、同年4月19日、日米安全保障協議委員会で「早期に馬毛島の恒久的な施設を実現するよう緊密に取り組み始める」との合意文書を取り交わした。加えて、馬毛島の土地の買収契約締結前に、防衛省は地元自治体へ説明せずに約3.5億円の基地建設の基本設計の契約を結んでいたことが2020年2月に判明し、国会で追及されたのである¹¹⁸⁾。

つまり、上記した用地取得、予算計上といった馬毛島基地建設計画における政府の手続き上の問題点には、それらについての地元自治体による合意の欠如という問題点も含まれているといえる。

FCLP施設として計画が公式に浮上した2011年6月には、「地元の意向を無視して進めるつもりはない¹¹⁹⁾」と防衛副大臣が発言しながらも、実際には地元の自治体が基地建設計画への受け入れを表明していない段階から、地元自治体と住民の意思が考慮されないまま、基地建設が着々と進められてきたのである。

上記した、「用地取得に関する問題」、「予算計上に関する問題」、「本体工事着工前の工事に関する問題」、「地元自治体の合意に関する問題」の4点の政府による手続き上の問題に共通するのは、「法の軽視」と「既成事実化」と「慣行からの逸脱」であるといえる。政府は森林法や環境影響評価法などを軽視し、馬毛島での基地建設手続きを進めてきた。また、地元自治体が基地建設に合意する以前から建設工事のための予算を計上し、さらに「基地整備に関するものではない」という論理によって実質的な基地建設工事を先行し、基地建設を既成事実化していった。加えて、地元自治体の首長による公式な「受け入れ表明」がないまま、馬毛島の市有地売却や市道の廃止を含む3議案を市長が議会に提出したことをもって、基地建設に同意したと「見なす」ことによる基地建設本体工事の着工は、従来の基地建設の手続きには見られない、「慣行からの逸脱」が生じたと指摘できる。

これまで、米軍基地や自衛隊基地などの基地建設や拡張・機能強化において、①知事の受け入れ表明、②首長の受け入れ表明、③議会の議決、という3つの手続きを経

ることが、手続き上の慣行として行われてきた。「地元を受け入れ」と見なされる手続きが、行政区の首長と議会と知事のみであってよいのかや、「地元」の範囲とは何かなどの議論すべき点はあるものの、手続き上の慣行として基地が所在する行政区の自治体の首長や議会による受け入れ表明や議決を経ることは重視されてきたのである。実際に、辺野古での普天間代替施設の建設でも、1999年12月27日に名護市長が条件付きで受け入れを表明し、その翌日に閣議決定がされた（熊本，2021：203）。また、岩国基地への厚木基地からの空母艦載機部隊の移駐に関しても、岩国市長が2017年6月23日に市議会で受け入れ表明をし、同年8月9日に厚木基地からの移駐が開始され、2018年3月末に完了したのである¹²⁰⁾。

しかし、馬毛島基地建設においては、②の首長の受け入れ表明が行われないうちに、本体工事が着工された。これは、前例の無い事態である。馬毛島基地建設で行われたように、行政区の自治体の首長による公式な「受け入れ表明」がないまま、首長が同意したと政府が「見なす」ことによって基地建設工事の着工が可能になるのであれば、地方自治体の首長の意思が政府の恣意的な解釈によって判断されることを可能にしてしまうのである。これまでの慣行を逸脱した、自治体の首長による受け入れ表明を経ずに公共事業を着工した前例が作られたことは、地方自治の根幹を揺るがす事態であり、強く問題視されるべきである。

7-2. 西之表市の手続き上の問題点

上記したように、馬毛島基地建設計画において政府の手続き上の問題点は多数あり、政府自らが「法の軽視」と「既成事実化」と「慣行からの逸脱」をしてきたことが、地元自治体の意思決定に多大な影響を与えてきた。特に、基地建設という国策が「既成事実化」され、着々と進化したことは、どれだけ反対しても「もう決まったこと」と思わせる力として地域社会に強く作用したといえるのである。

これまでの経緯から分かるように、馬毛島基地建設の手続きにおいて、2章で述べた公論形成の場の貧弱さは顕著であり、それが地域社会での合意形成に著しい影響を及ぼしたといえる。

普天間基地移設問題に関する考察において、「決定権なき決定者」という概念が提示されていることを、2章で紹介した。この概念を提示した熊本博之氏は、2023年2月3日に行われた八板市長との対談の際にもこの概念を使用し、「(地元)何か決定する権利があるように思われるが、実際には決定する権利がない状況。西之表市も同じような状況ではないか？」と問いかけている¹²¹⁾。では果たして、馬毛島基地建設計画において、西之表市は「決定権なき決定者」なのだろうか。この点について本節では考察し、地元自治体である西之表市の手続き上の問題点を提示したい。

馬毛島基地建設問題において行政区である西之表市は、政府がこれまで一方的に決定した基地建設計画に振り回されてきたのであり、まさに被害者であるといえる。しかし、市長と市議会が行った手続きには、問題点も指摘できる。

第一に、市有地の売却と馬毛島基地建設への賛否を西之表市民に問うことなく、西之表市が市有地の売却を決定をしたことである。2021年1月の市長選挙と市議会議員選挙での得票数の結果から、馬毛島基地建設問題に対する西之表市民の賛否は拮抗しているといえる。また、市議会が3議案を可決する前の2022年9月21日には、住民監査請求も出されていた。にもかかわらず、西之表市は住民監査請求を受理せず、西之表市民の世論を明確に把握しようとすることもないまま、市長が提出した市有地の売却を含む3議案を市議会が可決したことで、馬毛島基地建設の本体工事の着工へと計画が進んだのである。つまり、2022年9月時点での西之表市民の世論が不明確なまま、市長も市議会も決定していったことが、問題点として指摘できる。

実際に、西之表市民の馬毛島基地建設問題に対する世論はどのようなものなのか。著者による聞き取り調査では、人が集まる場で馬毛島基地建設について話をしづらい雰囲気地域にあり、意見を言えない人が多いと、以下のように語られた。

民主主義ってやっぱり、そこに住んでいる人の意見が通らなくてもね、言える場所があったり、言うべきだと思うのよね。それが言えない人がいっぱいいる。言わない方がなんか安心して暮らせるみたいなね、そういう人たちが西之表市民は多いね。(中略)「今、防衛省がやろうとしていることはこういうことで、こういうふうにやろうとしているんじゃないの」みたいなことを私が発言するとしたら、「ここはそういう場所じゃない」みたいな。とにかくそうやって、難しい話はしないという風な雰囲気がどこにもあるわけ¹²²⁾。

馬毛島基地建設に対して賛否を表明しづらい人が多いのであればこそ、西之表市長や市議会は住民投票を実施し、賛否を明らかにすべきだったのである。住民投票という制度は、示された結果に法的拘束力はないものの、民意の受け皿となり、住民の意思を明確に示すことができる。1996年8月4日の新潟県巻町での原発建設計画に対する住民投票を皮切りに、これまで各地で実施されてきた。米軍基地問題に関しても、名護市沖への海上航空基地（ヘリポート）建設の是非を問う住民投票が1997年12月21日に実施され、2006年3月12日には岩国市で厚木基地から岩国基地への空母艦載機移駐への賛否を問う住民投票が行われている。基地建設という地域社会が直面する深刻な社会問題に関して、市議会が住民投票条例を制定して住民投票を実施し、そこで示された民意に基づいて、市有地の売却と馬毛島基地建設の是非を決定することもでき

たはずである。

実際に、2022年8月22日の市民説明会では、「住民投票で決めたらどうか」という市民からの提案があった。それに対し、八板市長は「住民投票は考えていない。市長として私が決める。私は前回市長選で4年間を付託されたのだ」と答えている。しかし、選挙で選んだ首長や議員に、有権者は白紙委任状を渡したわけではない。選挙で示した公約を守ることを前提に、有権者は4年間を付託したにすぎない。

また、住民投票だけでなく、住民意識調査の実施や、市長の辞職による市長選挙の発議という方法で市民の民意を問うこともできたはずである。だが、八板市長は辞職して市長選挙で改めて馬毛島基地建設への賛否を問うこともしなかった。

西之表市民は馬毛島基地建設に賛成なのか、反対なのか、どちらの意見が多数派なのか分からない中で、住民投票や市長選挙などの方法で不明確な世論を鮮明にしようとはしないまま決定した責任が、市長や市議会には問われるのではないか。

第二に、地域社会の世論を政府が都合よく解釈して政策決定をする素地を作り出したことが、西之表市の手続き上の問題点であるといえる。西之表市長として、馬毛島基地建設に賛成なのか、反対なのか、明確に意思表示しようせず、市長は2022年1月以降、曖昧な態度を取り続けた。そして、市長が馬毛島の市有地売却を含む3議案を市議会に提出した。これらのことが、市長による公式な「受け入れ表明」がないまま、市長が同意したと政府が「見なす」ことによる基地建設工事の着工を可能にしたといえる。市長が2022年1月以降、明確に「反対」と意思表示しなかったことと、9月に市議会へ3議案を提出したことにより、市長は事実上、馬毛島基地建設を受け入れたと見なされたのである。自治体の首長が政策に対して曖昧な態度を取り続けたことが、政府に恣意的な解釈の余地を与えた。そしてそれが、米軍再編交付金を政府が西之表市に交付する根拠を作り出し、基地建設の手続きを次に進めるきっかけとなったといえるのであり、その問題性は問われるべきであろう。

以上の2点から、西之表市は馬毛島基地建設計画において、完全に「決定権なき決定者」とはいえないと指摘できる。馬毛島の市有地売却と市道の廃止を決定する権限は、西之表市の市長と市議会にあった。そして、それらの決定についての賛否を住民投票や市長選挙で市民に問うこともできたはずである。にもかかわらず、それらを実施せず、市民の意思を考慮せずに決定をしたことは、西之表市としての手続き上の問題点であるといえる。

7-3. 「分断の回避」という言説の問題点

馬毛島での基地建設問題で住民が賛成派、反対派に分かれている状況を、住民の分断として危惧する言説がある。例えば、2022年2月3日、西之表市長は記者団の取材

に対し、「市民の代表たる市長として住民の分断を助長することはあってはならない」と述べている¹²³⁾。また、同年11月6日に自民党鹿児島県連会長の衆議院議員森山裕氏は馬毛島の基地整備を巡り、「(地域で)大きな分断を起こすことなく工事が始まる」と述べ、理解をおおむね得られているとの認識を示した¹²⁴⁾。

こうした、住民の分断をあってはならないものと見なし、分断を回避しようとする言説に対して、馬毛島基地建設への反対派の市民や市議からは以下のように批判されている。

その分断をさせているのはあなた(市長)じゃないのと言いたいわけよ、私は。分断でいいのよ、それは人間がすることだから。分断というか、賛否があつていいわけよ、何でも。だけど、そこに民主主義が働いているかと考えたら、やっぱり、トップの人が手を挙げて言わなければ、判断ができないわけよ¹²⁵⁾。

僕は分断があつて悪いとは思わないけれども。きちんと自分の意見を言つて抵抗するんだつたらね、僕はですよ。そして、分断を怖れて曖昧にした方が、よっぽどマイナスですから¹²⁶⁾。

実際に分断は生じているんですけど、市長の逆にこれまでのやってきたことによつて、よりそれがひどくなったなつて。それは意見の違いなんだから、意見の違いは出てくるよつていう感じじゃないですか。それを自ら、「分断」と呼び、助長するから自分はいわないんだつて言い方をしたがつために、より逆に派閥みたいな感じのところが顕著になったところがありますよね¹²⁷⁾。

上記の意見から、分断を生じさせているのは市長の姿勢にあるという主張だけでなく、賛否や意見の違いがあるのは当然だと、反対派は考えていることが窺える。そして、住民の間に馬毛島基地建設に対して賛否があり、意見の違いがあることを「分断」と呼び、分断を助長しないために基地建設への賛否を明確にしない市長の姿勢に対して、批判をしている。

基地建設計画という地域の行く末を決定する重大な問題に対して、その賛否をめぐり市民の間で意見が分かれる状況を「分断」と呼び、あってはならないものとして非難する言説には、問題があるのではないか。つまり、「分断の回避」という、分断を助長せず回避すべきという言説が、馬毛島基地建設に対する反対派の主張を抑え込み、「異議申し立て」や「異論」を存在しないものとして扱おうとする政治的決定に利用されているといえるのである。結果として、「分断の回避」という言説は、基地

建設賛成派に利するものであり、基地建設の既成事実化を強化する機能を果たすといえる。

政策決定において、「異議申し立て」や「異論」といった「多様な意見の表明の自由」は民主主義の基本でありながら、馬毛島基地建設問題において、市民の多様な意見の表明が「分断」と表現され、非難されている。その状況は、政府の政策への反対意見を抑え込み、賛成意見が広まることによる政策の実施が誘導されているといえるのである。

7-4. 異論の必要性

本稿では、馬毛島基地建設のこれまでの手続きの経緯について解明し、馬毛島基地建設における意思決定手続きの問題点について考察してきた。馬毛島基地建設のこれまでの政府の進め方は、「異論の排除による既成事実化」であるといえる。つまり、異論を無きものとして扱い、「もう決まったこと」と基地建設を既成事実化して政策を進めてきたのであり、その政策決定と実施のあり方の問題性が追及されなければならない。

2章で述べたように、「公論形成の場」の本質的な特性は、意見表明の公正な機会があること、情報の公開と共有が公正になされることであるといわれている。ではなぜ、「公論形成の場」において、意見表明の公正な機会があること、言い換えれば、「異論」が必要なのだろうか。意思決定手続きにおける「異論の排除」は、何を招くのだろうか。

意思決定手続きにおいて異議申し立てがなされ、異論が提示されることは、政策が見直しや修正をされる可能性が、意思決定手続きに含まれていることを意味する。つまり、賛成、反対など様々な意見が表明され、時間をかけて議論をすることにより、政策の見直しや修正ができ、よりよい政策を作ることができるのである。計画の段階で問題点が指摘され、計画の見直しや改善がなされていくからこそ、この社会において、よりよい政策が実施されていくのである。

本稿で明らかにしたように、馬毛島基地建設計画では、意思決定手続きにおいて市民や自治体からの異議申し立ては顧みられず、異論の排除による既成事実化によって基地建設が進められた。

この「異論の排除」による政策の実施は、政策が滞りなく着実に進行するようであり、実は政策の進行を滞らせる要因ともなっている。実際に、2023年1月から本体工事が着工された馬毛島基地建設は、4年の工期で2027年に終了予定だったものの、工期を3年延長し、完成は2030年3月となることが2024年9月10日に発表された。防衛省は延期理由として、波が高く海上輸送が遅れている点を挙げている¹²⁸⁾。だが、イ

ンフラが整備されていない離島での基地建設に対して、計画を作成した段階で、基地建設実施で生じ得る様々な問題についてはすでに予想され、指摘されていたのである。例えば、3章で述べたように、防衛省が作成した環境影響評価の準備書に対して、2022年6月2日までに約2千件の意見が寄せられたのである。防衛省が作成した馬毛島基地建設計画の瑕疵には、物理的に困難な工事であることも含まれているのであり、その瑕疵を指摘した異論を排除して計画を進めたことが、実現可能性の低い計画の実施となり、それが工期の延長の要因となったといえる。

地元の市民や自治体の異議申し立てを顧みず、異論を無きものとして扱い、「もう決まったこと」として基地建設を既成事実化して政策を進めることは、実現可能性の低い政策を強引に進めていくことに他ならないのである。

8. おわりに

本稿で明らかにした馬毛島基地建設の手続きから判明したことは、いかなる手続きを経るかによって、何が決定されるかが規定されるという事実である。民主主義には手続きが重要といわれるゆえんは、まさにこの点にあるといえる。

意思決定手続きにおいて、異議申し立てがなされ、異論の提示が尊重されることは、よりよい政策の実施という、この社会で共有されている価値を形あるものにしていくために、重要なのである。そして、人々が現状を改善していくために、多様な意見を表明し、そうした意見に基づいた決定がなされることは、よりよい政策を実施していくことのみならず、よりよい社会を築いていくために必要なのである。

馬毛島基地建設における意思決定手続きと問題点

【注】

- 1) 「馬毛島活用に係る報告書 概要版」平成29年12月、p.5、西之表市 HP、(2024年9月18日取得、
<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/9/mageshimakatuyoukeikakugaiyou.pdf>)
- 2) 同上
- 3) 「ご説明資料」令和元年12月、防衛省、西之表市 HP、(2024年9月18日取得、
<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/55/201912bouceisyouseitsumeisiryou.pdf>)
- 4) 「馬毛島における施設整備」令和2年8月7日、防衛省・自衛隊、西之表市 HP、(2024年9月18日取得、
https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/89/20200807_sisetuseibi.pdf)
- 5) 南日本新聞 2020年3月31日
- 6) 南日本新聞 2020年5月26日、朝日新聞 2020年5月29日、2020年9月16日
- 7) 朝日新聞 2020年11月10日
- 8) 朝日新聞 2020年12月12日、12月19日
- 9) 朝日新聞 2021年3月27日
- 10) 朝日新聞 2021年5月25日
- 11) 朝日新聞 2021年8月14日、9月28日
- 12) 海上ボーリング調査が終了したため、原告である漁業者たちは2021年2月19日にボーリング調査の取り消しを県に求めた訴訟の取り下げの手続きをとった。
- 13) 朝日新聞 2021年1月10日
- 14) 朝日新聞 2021年11月12日
- 15) 朝日新聞 2021年12月25日
- 16) 朝日新聞 2022年2月17日
- 17) 朝日新聞 2022年5月28日
- 18) 朝日新聞 2022年6月1日
- 19) 朝日新聞 2022年6月7日
- 20) 朝日新聞 2022年7月9日、南日本新聞 2022年7月8日
- 21) 馬毛島情報局メールニュース第37号
- 22) NHK 鹿児島のニュース 2022年7月16日、馬毛島情報局メールニュース第55号
- 23) 環境省ホームページ「環境影響評価情報支援ネットワーク」の「環境アセスメントガイド」、(2024年9月18日取得、http://assess.env.go.jp/1_scido/1-1_guide/2-1.html)
- 24) 朝日新聞 2021年2月19日
- 25) 「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書のあらまし」熊本防衛支局、令和4年4月、p.1、p.3、p.5、西之表市 HP、(2024年9月18日取得、
<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/100/05kyouginoba.pdf>)
- 26) 朝日新聞 2022年6月18日
- 27) 同上
- 28) 南日本新聞 2022年8月16日、2022年10月16日
- 29) 南日本新聞 2022年11月19日
- 30) 「環境省レッドリスト2020」別添資料3のp.3、(2024年9月18日取得、
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114457.pdf>)、朝日新聞2022年6月18日
- 31) 南日本新聞 2023年1月13日
- 32) 西之表市 HP、(2024年9月18日取得、
<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3939.html>)
- 33) 同上
- 34) 同上、南日本新聞 2011年6月2日

- 35) 西之表市議会議員 B1さんへの聞き取り、2013年2月19日
- 36) 32) に同じ
- 37) 有権者数は1万3,735人、投票率は78.64%。市長選挙での得票数は、現職市長の長野力氏6,851票、中野周氏3,783票。(朝日新聞2013年2月4日)
- 38) 朝日新聞 2015年7月16日
- 39) 朝日新聞 2017年5月19日
- 40) 「馬毛島活用に係る報告書 概要版」平成29年12月、p.21-24、西之表市 HP、(2024年9月19日取得、<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/9/mageshimakatuyoukeikakugaiyou.pdf>)
- 41) 朝日新聞 2017年12月27日、2018年2月17日
- 42) 朝日新聞 2020年9月19日、2020年10月15日
- 43) 朝日新聞 2021年6月11日
- 44) 2019年5月10日発行「西之表市議会だより」第117号、p.5、西之表市 HP、(2024年9月19日取得、<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/72/gikaidayori117.pdf>)
- 45) 朝日新聞 2020年3月6日
- 46) 朝日新聞 2020年9月4日
- 47) 朝日新聞 2020年10月17日
- 48) 朝日新聞 2021年6月11日
- 49) 朝日新聞 2021年6月24日
- 50) 朝日新聞 2021年7月26日
- 51) 反対派である西之表市議会議員3名への聞き取り、2022年9月9日。西之表市議会議員 B8さんへの聞き取り、2023年9月11日。なお、西之表市議会の賛成派議員たちは、「議長は2年で交替し、次期議長は賛成派から出す」という口約束を2年後の2023年2月に反故にしたため、2024年9月現在も議長は反対派から出ている。
- 52) 朝日新聞 2017年5月19日
- 53) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」の A8さんへの聞き取り、2020年3月16日
- 54) 朝日新聞 2019年12月1日
- 55) 朝日新聞 2019年12月21日
- 56) 朝日新聞 2020年1月17日
- 57) 朝日新聞 2020年4月12日
- 58) 南日本新聞 2020年3月31日
- 59) 南日本新聞 2020年4月11日
- 60) 南日本新聞 2020年5月2日
- 61) 2020年12月13日に締結された「政策協定書」。馬毛島情報局メールニュース第169号
- 62) 八坂俊輔氏の得票数5,103票、福井清信氏の得票数4,959票。当日有権者数は1万2,624人、投票率は80.17%。(朝日新聞 2021年2月1日)
- 63) 朝日新聞 2021年2月3日
- 64) 朝日新聞 2021年2月20日
- 65) 「馬毛島問題への決意と対応」2021年3月23日、西之表市 HP、(2024年9月19日取得、<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/55/tokubetuihatugen.pdf>)
- 66) 朝日新聞 2021年4月13日
- 67) 朝日新聞 2021年11月5日
- 68) 朝日新聞 2021年11月17日
- 69) 朝日新聞 2021年12月21日
- 70) 朝日新聞 2021年12月25日

馬毛島基地建設における意思決定手続きと問題点

- 71) 朝日新聞 2022年1月13日
- 72) 西之表市長八板俊輔氏への聞き取り。2023年9月14日
- 73) 朝日新聞 2022年1月18日、2月3日
- 74) 西之表市長八板俊輔氏への聞き取り。2023年9月14日
- 75) 朝日新聞 2022年3月1日
- 76) 南日本新聞 2022年9月6日
- 77) 南日本新聞 2022年9月10日
- 78) 南日本新聞 2022年9月13日、9月14日
- 79) 南日本新聞 2022年9月29日
- 80) 南日本新聞 2022年10月1日
- 81) 西之表市議会議員 B8さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 82) 南日本新聞 2022年10月1日
- 83) 南日本新聞 2022年10月22日
- 84) 同上
- 85) 南日本新聞 2022年11月30日
- 86) 南日本新聞 2022年12月3日
- 87) 南日本新聞 2022年12月17日
- 88) 朝日新聞 2012年6月30日
- 89) 朝日新聞 2020年11月21日
- 90) 西之表市 HP、(2024年9月19日取得、
<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3939.html>)
- 91) 朝日新聞 2022年3月1日
- 92) 朝日新聞 2022年6月2日
- 93) 南日本新聞 2022年6月2日
- 94) 馬毛島情報局メールニュース第57号、第66号、71号、朝日新聞 2022年7月26日
- 95) 馬毛島情報局メールニュース第79号
- 96) 南日本放送 2022年8月16日
- 97) 南日本新聞 2022年8月17日、朝日新聞 2022年8月23日
- 98) 馬毛島情報局メールニュース第144号
- 99) 馬毛島情報局メールニュース第97号
- 100) 馬毛島情報局メールニュース第122号
- 101) 南日本新聞 2022年9月22日
- 102) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」の A17さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 103) 馬毛島情報局メールニュース第447号
- 104) 朝日新聞 2023年9月20日、「西之表市監査委員公表第33号」の「住民監査請求について（通知）」、
(2024年9月19日取得、<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/48/jyuuminkansa5.pdf>)
- 105) 南日本新聞 2022年10月10日、10月13日
- 106) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」の A17さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 107) 馬毛島情報局メールニュース第203号、217号、南日本新聞 2022年11月23日、12月2日
- 108) 「馬毛島情報局」の A8さんへの聞き取り、2023年9月8日
- 109) 南日本新聞 2023年1月3日
- 110) 西之表市議会議員 B8さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 111) 「馬毛島情報局」の A8さんへの聞き取り、2023年9月8日
- 112) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」の A17さんへの聞き取り、2023年9月11日

- 113) 西之表市議会議員 B1さんへの聞き取り、2023年9月12日
- 114) 朝日新聞 2023年12月20日
- 115) 馬毛島情報局メールニュース第97号
- 116) 西之表市長八坂俊輔氏への聞き取り。2023年9月14日
- 117) 田村貴昭議員のHP、(2024年9月19日取得、<https://tamura-takaaki.com/parliament/9546/>)
- 118) 2020年2月18日の衆議院予算委員会で共産党の田村貴昭衆議院議員が追及した。なお、この日の国会では、馬毛島の160億円の買収費用が2019年度の予算案には計上されておらず、米軍普天間飛行場の辺野古移設経費を回してつくるのが防衛省の説明資料に書かれていることや、馬毛島での森林法に違反した違法開発を不問にして土地を取得しようとするに対する追及がなされた。第201回国会予算委員会会議録、令和2年2月18日、第13号、衆議院HP、(2024年9月19日取得、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001820120200218013.htm)
- 119) 防衛副大臣小川勝也氏の記者会見での発言。(朝日新聞 2011年6月9日)
- 120) 朝日新聞 2017年8月10日
- 121) 南日本放送の2023年2月12日付けのニュース記事、(2024年11月4日取得、<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/mbc/323945?page=3>)
- 122) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」のA17さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 123) 朝日新聞 2022年2月4日
- 124) 南日本新聞 2022年11月7日
- 125) 「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」のA17さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 126) 「馬毛島情報局」のA8さんへの聞き取り、2023年9月8日
- 127) 西之表市議会議員 B8さんへの聞き取り、2023年9月11日
- 128) 南日本新聞 2024年9月11日

【文献】

- 朝井志歩, 2009, 『基地騒音－厚木基地騒音問題の解決策と環境の公正』法政大学出版局。
- 朝井志歩, 2013, 「米軍基地と公共圏－岩国基地の拡張・機能強化から見た意思決定過程」船橋晴俊・壽福真美編著『公共圏と熟議民主主義－現代社会の問題解決』法政大学出版局, 145-168。
- 朝井志歩, 2015, 「馬毛島でのFCLP建設問題における騒音予測図と被害認識」『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』38: 113-140。
- 朝井志歩, 2019, 「環境社会学による軍事環境問題研究－岩国基地への空母艦載機移駐問題の事例から」『環境社会学研究』25: 71-87。
- 朝井志歩, 2022, 「馬毛島でのFCLP施設建設計画の経緯と問題点」『愛媛大学法文学部論集 人文学編』52: 131-169。
- 朝井志歩, 2023, 「新規の軍事基地建設が環境や地域社会へ及ぼす影響に対する住民意識－馬毛島での米軍FCLP施設と自衛隊基地建設計画の事例から」戦争社会学研究会編『戦争社会学研究 vol.7 基地とウクライナと私たち』みずき書林, 53-81。
- 藤谷忠昭, 2012, 「地域におけるナショナルなもの－与那国の対外戦略」杉本久未子・藤井和佐編『変貌する沖縄離島社会』ナカニシヤ出版。
- 藤谷忠昭, 2017, 「沖縄の地域社会と自衛隊」『相愛大学研究論集』33: 19-32。
- 船橋晴俊, 1995, 「環境問題への社会学的視座－『社会的ジレンマ論』と『社会制御システム論』」『環境社会学研究』1: 5-20。
- 船橋晴俊, 1998, 「環境問題の未来と社会変動－社会の自己破壊性と自己組織性」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学12環境』東京大学出版会, 191-224。
- 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子, 2012, 『核燃料サイクル施設の社会学－青森県六ヶ所村』有斐閣。

馬毛島基地建設における意思決定手続きと問題点

- 船橋晴俊, 2013a, 「高レベル放射性廃棄物問題をめぐる政策転換—合意形成のための科学的検討のあり方」
- 船橋晴俊・壽福眞美編著『公共圏と熟議民主主義—現代社会の問題解決』法政大学出版局, 11-40.
- 船橋晴俊, 2013b, 「震災問題処理のために必要な政策議題設定と日本社会における制御能力の欠陥」『社会学評論』6(3): 342-364.
- 早川登, 1988, 『いま、三宅島』三一書房.
- 神奈川県企画部基地対策課, 2005, 『神奈川の米軍基地』.
- 熊本博之, 2008, 「環境正義の観点から描き出される『不正義の連鎖』—米軍基地と名護市辺野古区」『環境社会学研究』14: 219-233.
- 熊本博之, 2021, 『交差する辺野古—問いなされる自治』勁草書房.
- 大野光明, 2015, 「軍事基地がつくられるということ—京都での米軍基地建設と地域社会の軍事化」『平和研究』45: 107-127.
- 馬毛島環境問題対策編集委員会編著, 2010, 『馬毛島、宝の島』南方新社.
- 中川武夫, 2023, 「馬毛島米軍空母艦載機着陸訓練場建設環境影響評価の問題点」『日本の科学者』58: 34-37.
- 西之表市史編さん委員会編, 2024, 『西之表市史』上巻, 下巻, 西之表市.
- 迫川浩英, 2020, 「馬毛島の軍事基地化に抗して」『自治研かごしま』125: 2-16.
- 迫川浩英, 2021, 「馬毛島自衛隊基地建設反対闘争—陸海空の終結拠点」『社会主義』706: 74-80.
- 立澤史郎, 2021, 「マゲシカの生息状況と保全上の課題」『日本鹿研究』12: 38-45.
- 土屋雄一郎, 2008, 『環境紛争と合意の社会学—NIMBY が問いかけるもの』世界思想社.
- 八板俊輔, 2021, 「馬毛島を、知っていますか」『世界』941: 234-243.

本稿は、2020-2023年度科研費基盤研究(B)「軍事化が島嶼に及ぼす影響の比較研究—琉球弧、グアム、マーシャル諸島(課題番号 20H01573)」の助成を受けた。

(原稿受付 2024.9.30 掲載決定 2024.11.1)